

越前における法華信仰の展開

敦賀鑄物師地区の小型石造物考

古川元也

The Development of Hokke Sect in Echizen

はじめに

- ① 鑄物師地区の小型石造物
- ② 敦賀に於ける法華宗の展開
おわりに

【論文要旨】

越前敦賀の鑄物師地区には多くの板碑型・石龕型墓石や石仏が合祀されている。これらは地中から見つかったものが多く、上限は応永三十二年から下限は弘治三年に至っている。本稿はこれら石造物の悉皆調査の成果に基づき、第一章で詳細の報告を、第二章でこれら遺物存在の歴史的背景を考察するものである。

第一章では鑄物師石造物の詳細を述べる。石造物の特徴を略述すれば、石造物身部に五輪塔や笠塔婆を刻み、しばしばそれが双塔であることであり、また、多くが「南無妙法蓮華經」の文字すなわち題目を刻む点である。これら法華の特徴を持つ石造物は年紀を記すものも多く、この点から編年を作成すると、笠塔婆・石龕型・板碑型の順になり、約一三〇年の間に分布が収斂する。加えて、題目を刻む点や、法華宗に特徴的な笠塔婆が多く含まれる点に着目すれば、中世後期の法華信仰の広がりが考えられるが、都市敦賀は度重なる戦禍や空襲により中世文献史料の多くを失っており、こ

れら石造物を直接に裏付けることを困難にしている。

そこで第二章では石造物の現在の分布・出土状況を数少ない史料とつき合わせることにし、中世後期における都市敦賀の法華信仰を考察した。ここでは法華宗内部の門流という考え方が有効な手掛かりを与えてくれることを示した。敦賀における法華宗寺院は、本国寺門流（六条門流）と妙頭寺門流（四条門流・日像流）の二つの門流から成立しており、これら石造物を残したと思われる大乘寺が、唯一本国寺門流である点に着目した。現在墓石が残る地区には大乘寺は存在しないが、一方の四条門流の諸寺院は従来とほぼ同じ敦賀中心部で活動をなし得ている。これら両門流の明暗と大乘寺跡に石造物のみが残される点を整合的に解決するためには、朝倉氏による支配が終焉し、織田側勢力が敦賀に入市した際の城下整備と寺院の処遇が重要な役割を果たしている」と結論した。

はじめに

中世後期の北陸は、朝倉氏と一向宗が対峙するという図式で理解されているためか、他の宗教勢力が地域的な展開をみせている点は等閑視されてきたといえる。しかし一乗谷の朝倉氏遺跡発掘調査地からは大量の天台宗真盛派や法華宗の信仰を裏付ける遺物が出土している。この事実を総合的に理解するためには、越前における各宗教勢力の在りようを再検討してみる必要があるのではなからうか。本稿ではこのような問題意識の下に、敦賀市鑄物師区に残存する供養塔としての小型石造物を悉皆的に調査した結果を報告すると共に、敦賀における法華信仰の広がりについて論及するものである。

敦賀は政治上の領域でこそ越前に包摂されているが、近世期を通じて若狭小浜藩の所轄となるように若狭越前間における交通上の要所として中立的に位置し、越前への入り口という位置付けを持つ地域であった。結局、織田勢による朝倉攻めに際しては、越前国中への要衝である木ノ芽峠を控え、北陸制圧の重要拠点であるため、盛んに布陣・築城が行われ、朝倉滅亡以降は頻繁に郡代の交代が行われた地域である。同時にこうした地域は、地方的展開を目指す宗教勢力にとっても要衝の地であることに変わりはない。注意すべきは敦賀にあつては一向宗の影が薄いという点である。この点でも敦賀の越前国での特殊性を示している。

この敦賀において都市に根ざして一つの勢力となつていったのが法華宗であると考えられる。当該期の法華宗は日蓮門弟の法系ごとに「門流」と呼ぶ派閥を形成し、個別に布教活動を行っており、この門流ごとの布教の実態と併せて敦賀における法華宗寺院の開基と展開を考察してみたい。敦賀法華宗各寺の文献史料は多く散逸してしまっており、史料の裏付に欠けるが、鑄物師地区所在の石造物中に多数存在する法華関連遺物の残

存と分布に注目することにより当該期の法華信仰のあり方を検討してみたい⁽¹⁾。題目を記す遺物の存在はそれ自身が法華宗の存在を雄弁に裏付けており、敦賀における法華信仰がどのように位置付けられるのかを解明することは、北陸での法華宗の展開を考える上で必要な作業であろう。

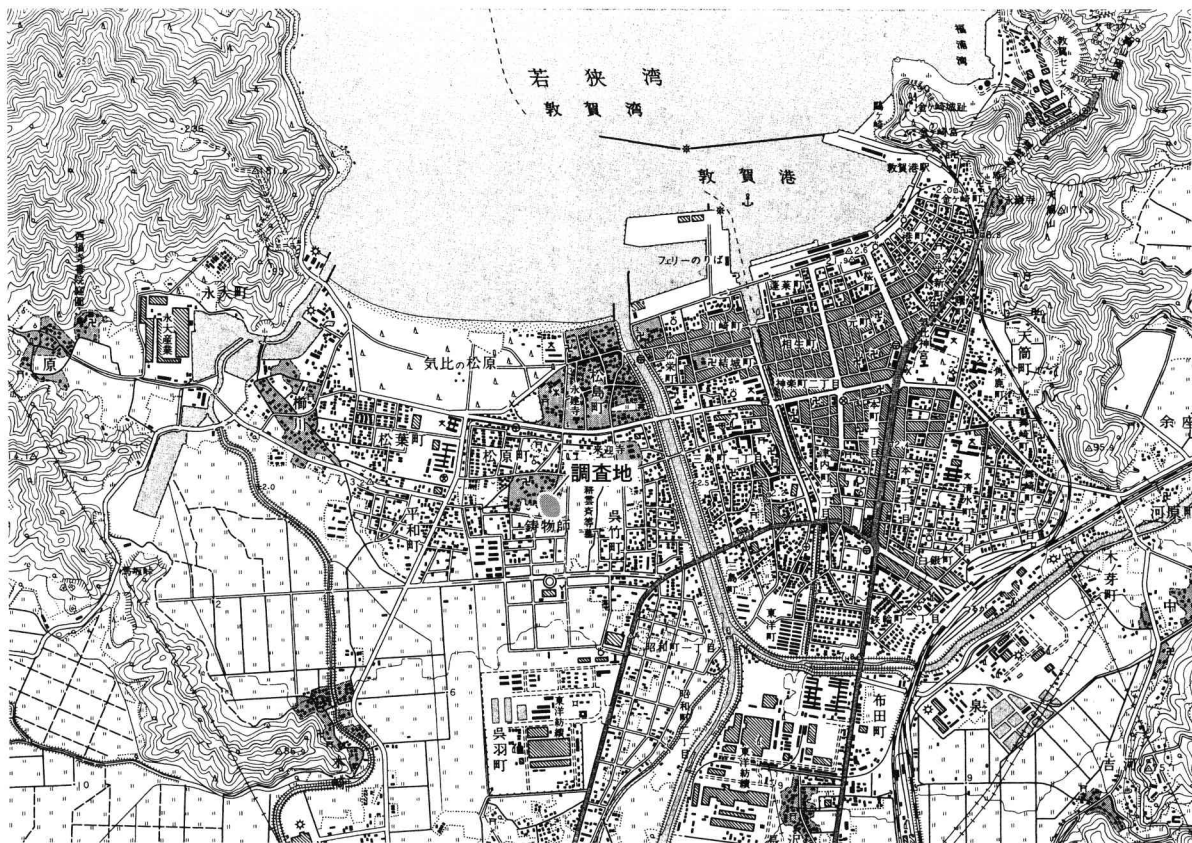
① 鑄物師地区の小型石造物

今回調査を行った福井県敦賀市鑄物師の集落⁽²⁾は、市街地西部を流れる筈ノ川の西岸にあり、空襲による戦災を免れている地域である(地図1・2参照)。近世にはおそらく市域外として認識されていたと思われ、隣には永建寺、来迎寺といった寺院と郡内の墓所が管まれていた⁽³⁾。またその地名からも明らかのように、中世以来鑄物師を業とする住民の集住が行われていた。火を扱う鑄物師の集落が市域の周辺部に立地するのは当然のことであろう。集落内部の家屋の立地もまたしかりで、個々の住居は隣接しておらず、しかもこの空間構成は近世期以来不変である(地図3・4参照⁽⁴⁾)。

この鑄物師地区の石造物の保存状態は極めて良好で、敦賀における小型石造物の成立を考える手掛かりを与えてくれるものとなっている。鑄物師地区の石造物を含む敦賀の石造物については等閑視されてきたわけではなく、古くは『敦賀郡誌』⁽⁵⁾や梅原末治氏による言及⁽⁶⁾があり、近年では、増永常雄氏の言及⁽⁷⁾や主に銘を持つものを中心に分析と紹介をされた池田錦七、橋詰久幸氏の専論が存在する⁽⁸⁾。鑄物師地区の石造物については、水藤眞・黒崎文夫の両氏により、「敦賀鑄物師の小型板碑」として小型の板碑についてのほぼ悉皆的な拓本による紹介がある⁽⁹⁾。ただしこの報告を除いては、銘文が記されていたり、形態的に重要なものを主に取り上げているにすぎない。中世末期の石造物は近畿地方や西日本にあつてはさほど珍しいものでもなく、石造美術的に白眉なものでもなけ

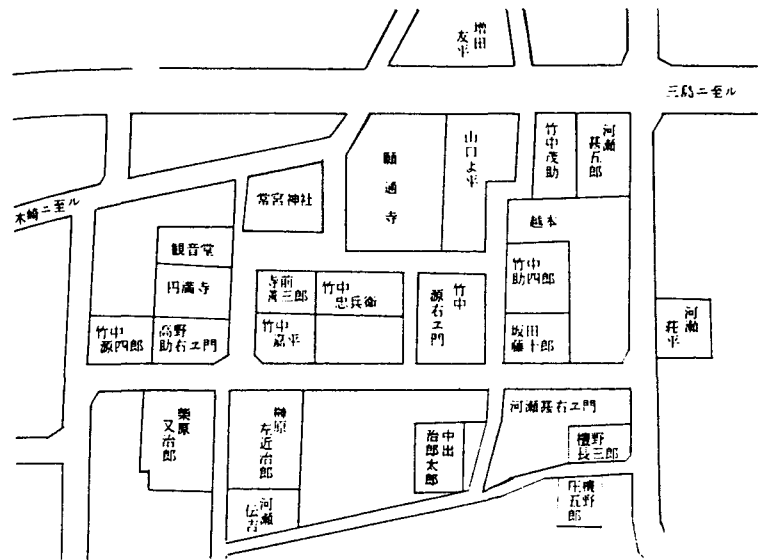


地図1 「敦賀町図」(『敦賀郡誌』所載、1915年)

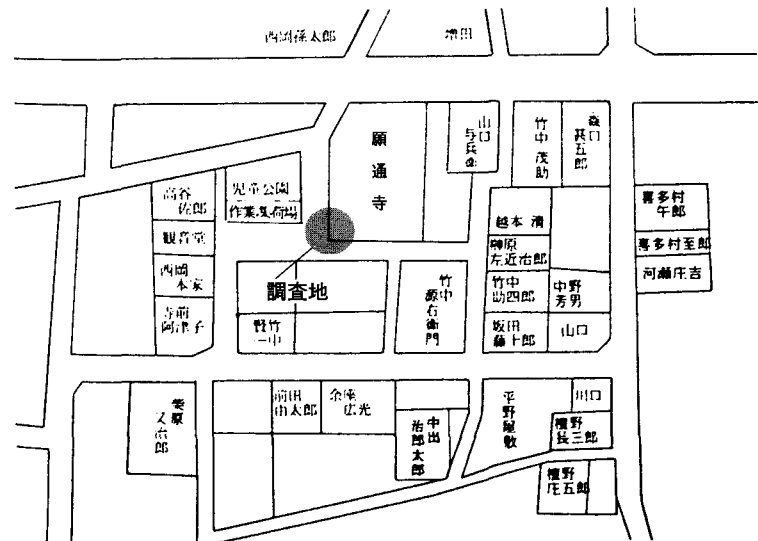


地図2 「敦賀」(国土地理院、1977年)

ればとり上げられぬのも致し方のないことであろう。
以上のような現状を鑑み、水藤・黒崎両氏によるある程度まとまった紹介があるにもかかわらず、敢えて本稿で鋳物師の石造物を悉皆的に取り上げたのは、①近年、近隣の宅地開発により石造物がさらに集積され、銘文が確認できる個体数が増えたこと、②その上で、該当地区の石造遺物を悉皆調査することにより、当該期石造物の類型分析に資する、③これら石造物は、特に指定文化財として保護を受けているものではなく、自然環境による表面磨滅の恐れもあり、現状での記録が不可欠である、などの理由によるものである。



地図3 江戸期の調査域住居構成



地図4 昭和52年春の調査域住居構成
(地図3・4は共に『鋳物師集落史』所収)

以下に調査の方法、分類、分析を述べてみたい。

1 調査の方法

調査は一九九七(平成九)年十月二十四日より二十八日にかけて、鋳物師集落内に合祀されている石造物と、隣接する願通寺墓地の関連石造物を対象に行った。破片となり原型を復し得ない石造物は除き、全石造物を対象とした。これら石造物は、近年集積合祀されたものであり、現状では固定されて安置されているわけではないので、配列には意味を持たないが、とりあえず調査区域の右端にあるものから順に番号を与



鋳物師調査地全景



願通寺墓地（背後の竹林は鋳物師石造物群に隣接）



願通寺墓地

え法量等を計測した。法量は石造物の縦（総高）、横（幅）、厚さ（奥行）を○・五厘刻みで採った。これに形態的特徴（外形・身部の彫刻・石造物頂部の形状等）と銘文、備考等を付加して一覧にしたものが表1・2・3である¹⁰。番号を与えた石造物は、現状から鑑みて個体を特定する指標に乏しいため写真を、重要な物については拓本も採取し掲載することにした。先行研究との異同は参考として示し個々には示さなかった¹²。今回の調査では、幸いなことに先行研究で調査されたすべての石造物を確認することができ、さらに数点の銘を持つ石造物および七〇点近い同様の形態的特徴を持つ石造物を調査することができた。

2 分類

本稿では以下の基準により分類を試みた。まず、隣接する調査域である、鋳物師集落内の石造物合祀場所と願通寺墓地を分けた。その上で鋳物師の石造物については、主に板碑・石龕類（石造りの堂を模したもの、箱型の身部を含む¹³）と石仏類¹⁴を分けて表1・2にした。これは、板碑・石龕類をまとめて安置し、その前面に石仏を配置するという現状の合祀状態（口絵鋳物師石造物群参照）を反映したものである。願通寺のものは点数が少ないため、石造物の形状により区分することはしなかった。

表1 鑄物師石造物

No	分類	彫刻	天線	側枠	上部形状	総高	幅	厚さ	銘文	備考	参考
32	板碑型	五輪塔		○	山型カ	44.5	17.5	13.5		上部欠	水藤 59
31	板碑型	五輪塔		○	山型	40.5	22	10		枠は丸みを帯びる・五輪に基壇有・下部欠	水藤 60
30	板碑型	五輪双塔		○	山型	27	28	12.5		五輪離れる・下部欠	水藤 61
29	板碑型	五輪双塔			山型	60.5	23	15.5			水藤 47
28	板碑型	五輪佛像双塔			山型	53	24.5	12		上部少欠	水藤 49
27	板碑型	五輪双塔			山型	52	24.5	17			水藤 51
26	板碑型	五輪墓石双塔	○	○	山型	33	25	17.5	南無妙法蓮華経／(梵字)	下部欠	水藤 53
25	板碑型	五輪塔		○	屋根型	35	19	11.5		下部欠	水藤 55
24	石龕型	五輪双塔	○	○	屋根型	36.5	27.5	15	梵字有	屋根一体・下部欠	水藤 62
23	板碑型	五輪塔			山型	35	16.5	10			水藤 56
22	板碑型	五輪双塔	○	○	山型	60	22.5	15			水藤 48
21	板碑型	五輪塔			山型	54	22.5	9.5		額部突起	水藤 50
20	板碑型	五輪塔			山型	48	26	10			水藤 65
19	板碑型	五輪塔	○	○	山型	33	26	14.5	梵字有	下部欠・二条線	水藤 54
18	板碑型	五輪塔			丸形	24	21	9		下部欠	水藤 52、 「郡」、梅原 3
17	石龕型	笠塔婆		○		30	23	10	南無妙法蓮華経／□□□□／文明五年八月廿三日	箱形石材のみ	
16	板碑型	五輪塔			山型	58	21	18		表面磨減	
15	板碑型	五輪塔双塔			丸形	53	22.5	17.5		表面磨減	
14	板碑型	五輪塔	○	○	丸形	47	20	13.5		額部突起	
13	板碑型	五輪塔	○		山型	32	17.5	12	梵字有カ	五輪に文字刻す	
12	板碑型	五輪塔	○		山型	36	18.5	10	□沙	表面磨減	
11	板碑型	五輪塔		○	山型	41	20.5	10		表面磨減	
10	板碑型	石仏双像			山型	53	24	12.5			
9	板碑型	五輪塔			山型	43	20.5	13			
8	板碑型	五輪塔	○	○	山型	36.5	19	11	梵字有	底部に蓮台刻す	
7	板碑型	五輪双塔	○			30	23.5	14		底部裁断	水藤 8
6	板碑型カ	五輪塔				36.5	18	13		上部欠	
5	笠塔婆	題目		○		49.5	16	15	南無妙法蓮華経／悲母妙從カ／享徳四年三月六日	石柱のみ	池田 2
4	笠塔婆	題目		○		41	14.5	14.5	南無妙法蓮華経／沙弥尼妙心靈位／嘉吉貳年拾月廿八日	石柱のみ	池田 1
3	板碑型	五輪塔	○	○	山型	65.5	25	14	梵字有カ	五輪に基壇有	水藤 63、 「郡」、梅原 2、
2	板碑型	五輪塔			丸形	35	18.5	11		表面磨減	水藤 64、 「郡」、梅原 1、
1	板碑型	五輪塔			山型	28	15.5	11.5		表面磨減	

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33		
笠塔婆	石龕型	石龕型カ	石龕型カ	石龕型カ	石龕型カ	石龕型カ	一石五輪塔	板碑型	板碑型カ	板碑型	板碑型カ	石龕型	板碑型	石龕型カ	板碑型	板碑型カ	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	笠塔婆	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	石龕型	板碑型	板碑型	板碑型	石龕型	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	
	名号	五輪双塔	天蓋題目	笠塔婆双塔	笠塔婆双塔	五輪双塔		五輪塔カ	五輪塔	五輪塔	五輪双塔	題目	題目	五輪塔	五輪双塔	五輪双塔	題目	題目	五輪双塔	五輪塔	題目	笠塔婆	五輪塔	五輪塔	五輪双塔	五輪塔	五輪塔	五輪塔	五輪双塔	五輪双塔	笠塔婆双塔	笠塔婆双塔	笠塔婆	五輪双塔	
	屋根型									山型			山型	屋根型カ	山型			山型	山型	山型		山型	山型	山型	山型	屋根型	山型	山型	丸形	丸形		山型	山型カ		
42	39	40	45	42.5	48.0	46	28	58	40	37	25	19	27.5	49	40	46	36	40	53	47	31.5	40	42	32	62	35.5	51	42.5	37	40.5	25.5	59.5	47		
16	24.5	30.5	31	33	30.5	28.5	13	21	20.5	15	30.5	24	28	20.5	22.5	28	20	21	20.5	22	14	17.5	18	23	24	20.5	23	19.5	30.5	20.5	29.5	23	24		
16	15.5	13.5	13	13.5	14.0	14	13	12.5	12	9	12	13.5	16	12	14	13.5	16	15.5	10.5	13.5	15.5	13.5	10	14.5	17	9	14.5	9.5	9.5	11	13.5	13	14.5		
南無妙法蓮華經	南無阿弥陀仏／弘治三年二月廿四日	圓心禪門／(梵字)／追善之作／道カ禪尼	南無妙法蓮華經／隆純覺位天文九年三月廿九日／妙純靈逆修		南無妙法蓮華經□□／南無妙法蓮華經□□		(梵字)／興カ大姉／延徳三年□月廿三日				梵字有	蓮華經／妙金／善祐	南無妙法				蓮華經／妙淨靈／天文三年八月四日	梵字有			南無妙法蓮／過去七／永正カ二四月	□□□□華經									梵字有	南無妙法蓮華／南無妙法蓮／五月廿	□□□□華經		
石柱(上部欠)のみ	屋根同材	箱形石材のみ	箱形石材のみ	箱形石材のみ	箱形石材のみ	屋根欠	火水地輪のみ	表面欠	上部欠	左下欠	上部欠・底部に蓮台刻す	表1 Na 89の下部	表1 Na 49の上部			上部欠	表1 Na 53の下部	底部裁断			石柱(下部欠)のみ			五輪に基壇有	下部欠・表面磨滅・額部突起					下部欠・表面磨滅	額部突起	下部欠・屋根欠	下部少欠	上部欠	
水藤3	水藤12	水藤11	池田9	水藤2、 「郡」、梅原4、	水藤4	水藤6	水藤32				水藤17	水藤20	水藤21	水藤13	水藤14		水藤15、 池田8	水藤27	水藤40	水藤39	水藤19、 池田7	水藤38	水藤37	水藤36		水藤46	水藤45	水藤44	水藤43	水藤42	水藤41	水藤57	水藤58		

No	分類	彫刻	天線	側枿	上部形状	総高	幅	厚さ	銘文	備考	参考
100	板碑型	五輪塔	○		山型	40.5	20	12		表面磨減・上部少欠	
99	板碑型	五輪塔			山型	42	22	9		表面磨減	
98	板碑型	五輪双塔	○		山型	42.5	20.5	12		上部少欠	水藤 16
97	板碑型	五輪塔			山型	40	18	10		上部少欠	
96	板碑型	五輪塔			山型	35	15	11			
95	板碑型	五輪塔	○		山型	30	23	12.5		下部欠・杵は丸みあり	
94	板碑型	五輪塔		○	山型カ	21.5	18.5	10		梵字有カ	
93	板碑型	五輪塔	○		山型	41	20	8.5		下部欠	
92	板碑型	五輪双塔			山型	26.5	25.5	12		表面磨減	
91	板碑型	五輪塔			山型	21.5	21	9		下部欠	
90	板碑型	五輪塔	○		山型	37.5	17.5	13		下部欠	
89	石龕型	天蓋題目		○	山型	23	24	13.5		下部欠	水藤 25
88	板碑型	笠塔婆			山型	29.5	20.5	10.5		表1 No.54の上部	水藤 22
87	板碑型	五輪塔		○	山型	37	22.5	12		下部欠	
86	板碑型カ	五輪塔カ		○		26	19	13		右下欠	
85	石龕型カ	五輪双塔		○		24	22	11.5		上部欠	
84	板碑型	五輪塔	○		丸形	24	19	11		上部欠・下部欠	
83	板碑型	五輪塔			山型	23	17	8.5		下部欠	
82	板碑型	五輪塔			山型	24	19.5	12		下部欠	
81	板碑型	題目	○		山型	26.5	26	10		下部欠	水藤 28
80	石龕型カ	多宝塔カ		○		25	31	12		下部欠	
79	石龕型	五輪双塔		○		29	20.5	11.5		上部・下部欠・彫刻特異	
78	板碑型	五輪双塔	○		山型	38	17.5	11.5		屋根別材カ・箱形石材のみ	
77	板碑型	五輪塔			山型	27	20	9		下部欠・五輪に基壇有	
76	板碑型カ				山型カ	34	14	11		下部欠・五輪に基壇有	
75	板碑型カ	石仏		○		23	17	10		表面欠・左半分欠	
74	板碑型	五輪塔カ	○		山型	23	15	10		上部・下部欠	
73	笠塔婆カ	題目		○		14	13	18		下半分欠	
72	板碑型カ	五輪塔		○	山型カ	14.5	21.5	9		上部・下部欠	
71	石龕型	題目		○	屋根型カ	47	34	11		箱形石材のみ	水藤 7
70	板碑型	五輪双塔	○		山型	39.5	24.5	9.5		底部裁断	水藤 9
69	板碑型	五輪双塔		○	山型	41	27.5	12.5		表面磨減	
68	石龕型	五輪宝篋印双塔		○	屋根型カ	43	29.5	8.5		屋根別材・箱形石材のみ	水藤 10、池田 6カ、橋詰 52
67	笠塔婆	題目		○		53.5	16.5	16.5		石柱のみ	水藤 5

131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101		
一石五輪塔	一石五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	石龕型カ 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	石龕型カ 五輪塔	板碑型 五輪塔	石龕型カ 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪双塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪塔	板碑型 五輪双塔	石龕型カ 五輪塔	石龕型カ 笠塔婆	石龕型 笠塔婆双塔	板碑型 五輪双塔	板碑型 五輪双塔	板碑型カ 五輪双塔			
			○					○					○							○				○								
		○				○		○			○		○		○					○				○		○			○	○		
		山型	山型	山型カ	山型カ	山型	山型	山型	山型カ		山型	山型	山型	山型			屋根型カ		山型	山型	山型	山型	山型	屋根型				山型	山型			
44.5	42	26	39	35	27	24	25	27	27	28	19	26	34.5	—	35	26	17	26.5	60	43.5	37.5	44	38	45.5	23.5	27	30	28	27	29		
14	14.5	21	19	16.5	19	15	19	19	21.5	15	17.5	18.5	21.5	—	23.5	21.5	18	18	26	21	14.5	18	30	21	26.5	37.5	23.5	21	23	21		
14	14.5	9	15	10	9	9	13	10	11	10.5	8	9.5	12.5	—	11.5	10	11.5	11.5	11	16	9.5	15	13.5	15	14	13.5	16.5	13	11	15		
									梵字有				梵字有		廿四日 南無妙法蓮華経／妙信五月六日／清妙三月									梵字有	□□□□月十七日／□□□□	日天子／南無妙法蓮華経／妙教／月天子 ／南無妙法蓮華経／妙道／永正十四天十 月十二日	題目有カ		梵字有			
火水地輪のみ	火水地輪のみ	下部欠	右側面欠	上部欠・下部欠	上部欠・下部欠	表面磨減	下部欠	左側面欠・下部欠	上部欠・下部欠	上部欠・下部欠	上部欠・下部欠	下部欠	将棋駒型・底部裁断	表面磨減・上部欠	箱形石材(近世カ)のみ	上部欠	表面磨減・下部欠	表面磨減	表面磨減	表面磨減	表面磨減・上部少欠	表面磨減・上部少欠	表面磨減・上部少欠	表面磨減・上部少欠	表面磨減・上部欠	表面磨減・上部欠	表面磨減・上部欠	表面磨減・下部欠	表面磨減・下部欠	表面磨減・下部欠	上部欠	上部欠・五輪特異
水藤 31	水藤 30														水藤 26										水藤 29	水藤 23	水藤 24				水藤 18	

表2 鑄物師石造物(石仏)

No	分類	材質	形状	総高	像高	幅	厚さ	備考	参考
31	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付	43	15	21	14		
30	石仏	花崗岩Ⅰ		52	30	28.5	15		
29	石仏	花崗岩Ⅰ		42	24	22	11.5		
28	石仏	花崗岩Ⅰ		39	26	24	15		
27	石仏	花崗岩Ⅰ		40	26	25.5	10.5		
26	石仏	花崗岩Ⅰ		36	17	22	11.5		
25	石仏	花崗岩Ⅰ		42.5	25.5	24.5	15	上部欠	
24	石仏	花崗岩Ⅰ		36	19.5	24	12	上部欠	
23	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付	32	14	21	13		
22	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付	43.5	19.5	21.5	14		
21	石仏	花崗岩Ⅰ		38.5	17.5	24	15		
20	石仏	花崗岩Ⅱ	箱型	45	17	24	11		
19	石仏	花崗岩Ⅰ		46.5	20	25	13		
18	石仏	花崗岩Ⅰ		36	23	24.5	14		
17	石仏	花崗岩Ⅱ		38	17.5	20.5	10		
16	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付	29	19	23	10.5	下部欠	
15	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付	50	16.5	22.5	12.5	下部欠	
14	石仏双像	花崗岩Ⅱ	山型廂付力	45	14	26	15.5	上部欠	
13	石仏	花崗岩Ⅱ		36.5	14	26	16	下部欠	
12	石仏立像	花崗岩Ⅰ		43	27.5	23	11	下部欠	
11	石仏	花崗岩Ⅱ		34	18	18.5	11	上部欠	
10	石仏	花崗岩Ⅱ	山型	51	26	25	11		
9	石仏	花崗岩Ⅰ		45.5	30	26	11.5		
8	石仏	花崗岩Ⅰ		41	25.5	23	11		
7	石仏	花崗岩Ⅱ		42	15	25.5	9		
6	石仏	花崗岩Ⅰ	箱型	23.5	18.5	26	14	下部欠	
5	石仏	花崗岩Ⅰ		51.5	18.5	17	11.5		
4	石仏	花崗岩Ⅰ		43	29	25.5	16		
3	石仏	花崗岩Ⅰ		44.5	20.5	25	12		
2	石仏	花崗岩Ⅱ	廂付	37	12	17	11		
1	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂・粹付	39	17	22.5	13.5	下部欠	
No	分類	材質	形状	総高	像高	幅	厚さ	備考	参考
62	石仏	花崗岩Ⅰ		29	20.5	21	12	下部欠	
61	石仏	花崗岩Ⅰ		25	16	19	8.5	首より上欠	
60	石仏	花崗岩Ⅱ		27	12	20	10	首より上欠	
59	石仏	花崗岩Ⅰ		23	12	22.5	10	首より上欠	
58	石仏	花崗岩Ⅰ		46	29.5	26	12.5		
57	石仏	花崗岩Ⅰ		39	26.5	26	9.5		
56	石仏	花崗岩Ⅰ		38	26	23	13.5		
55	石仏	花崗岩Ⅰ		33	23	26.5	12.5	首より上欠	
54	石仏	花崗岩Ⅱ		18	15.5	18	11	上部欠・下部欠	
53	石仏	花崗岩Ⅰ		39	17	22.5	15	表面磨滅	
52	石仏	花崗岩Ⅰ		39	25.5	24	11.5	上部欠	
51	石仏	花崗岩Ⅱ	丸型廂付	34	12	19.5	12		水藤33
50	石仏	花崗岩Ⅰ		48.5	18.5	22	12.5		
49	石仏	花崗岩Ⅰ	箱型	41	16	24.5	14.5		
48	石仏	花崗岩Ⅰ		41.5	26	25	15.5		
47	石仏	花崗岩Ⅰ		40	23	25.5	12.5		
46	石仏	花崗岩Ⅱ	箱型	34.5	22	23.5	10	下部欠	水藤35
45	石仏	花崗岩Ⅰ		49.5	34	30	13		
44	石仏	花崗岩Ⅰ		43	27.5	24	14		
43	石仏	花崗岩Ⅰ		39	25	24	12		
42	石仏	花崗岩Ⅰ		42	26	25	14		
41	石仏	花崗岩Ⅰ		37	22.5	22	13		
40	石仏	花崗岩Ⅰ		47	33.5	35	17		
39	石仏	花崗岩Ⅰ		43	23.5	22	11		
38	石仏	花崗岩Ⅰ		43.5	22.5	20	12		
37	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付力	50	17	22	12	上部欠	
36	石仏	花崗岩Ⅰ		37	22	22	12.5		
35	石仏	花崗岩Ⅰ		49	28	25	14		
34	石仏	花崗岩Ⅰ		40	25	26	11		
33	石仏	花崗岩Ⅰ		41	26	25.5	13		
32	石仏	花崗岩Ⅱ		43	18	23.5	15	上部欠	
No	分類	材質	形状	総高	像高	幅	厚さ	備考	参考

No	分類	材質	形状	総高	像高	幅	厚さ	備考	参考
82	石仏	花崗岩Ⅰ	山型	47	30.5	23	14		
81	石仏	花崗岩Ⅰ		42	25.5	26	18		
80	石仏	花崗岩Ⅰ		24.5	13	24	15	首から上欠	
79	石仏	花崗岩Ⅰ		30	17.5	24	14.5	首から上欠	
78	石仏	花崗岩Ⅰ	山型	40	25	22	14.5		
77	石仏	花崗岩Ⅰ		36	28	22	18	下部欠	
76	石仏	花崗岩Ⅰ		31	33	20	12	表面欠	
75	石仏	花崗岩Ⅰ		27	22	20.5	11.5	下部欠	
74	石仏	花崗岩Ⅱ	山型	18	11	28	10.5	下部欠	
73	石仏	花崗岩Ⅱ	山型	34	17	20.5	10.5	下部欠	水藤34
72	石仏	花崗岩Ⅱ		31	15	21	12	首より上欠	
71	石仏	花崗岩Ⅰ	山型	23	18.5	25	15	下部欠	
70	石仏	花崗岩Ⅰ		21	13.5	25	12	首より上欠	
69	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付	22	15	20.5	14	下部欠	
68	石仏	花崗岩Ⅱ	棗付	43	17	19	14.5	上部欠	
67	石仏	花崗岩Ⅱ	山型廂付	24	15	19.5	9	下部欠	
66	石仏	花崗岩Ⅰ		27	21	25	11.5	下部欠	
65	石仏	花崗岩Ⅰ	山型廂付	24	12	19	10.5	下部欠	
64	石仏	花崗岩Ⅰ		23	18	24	11.5	下部欠	
63	石仏双像	花崗岩Ⅱ	山型廂付カ	41	12	26	11.5	上部欠	

表3 願通寺石造物

No	分類	彫刻	天線	側枠	上部形状	総高	幅	厚さ	銘文	備考	参考
27	石仏					35	27	11		底部裁断・花崗岩I	
26	板碑型	五輪塔		○	山型	39	21	11		底部裁断	
25	板碑型	五輪塔		○	山型	37	21.5	11.5		右下欠・底部裁断	
24	板碑型	五輪双塔	○	○	山型	41	22.5	14.5		底部裁断	
23	板碑型カ	石仏			山型	45	21.5	16	像高は200	花崗岩I	
22	五輪塔					34	14	22.5		空風火輪のみ	
21	五輪塔					31	14	25		空風火輪のみ	
20	五輪塔					28	10.5	23.5		空風火輪のみ	
19	五輪塔					26	10.5	18		空風火輪のみ	
18	石龕型	五輪双塔		○		36.5	28	10.5	梵字有	右上下欠・左下欠	
17	石仏					23	19	11			
16	板碑型	五輪塔	○	○	山型	22	19	10.5		底部裁断	
15	板碑型	五輪塔		○	山型	32	22.5	11		額部は突起する・底部裁断	
14	石仏			○	山型	41	26	15	像高は265	花崗岩I	
13	板碑型			○		36.5	26	11.5		表面磨滅・底部裁断	
12	五輪塔					31	14	20		空風火輪のみ	
11	五輪塔					36	14	24.5		空風火輪のみ	
10	五輪塔					34	13.5	23		空風火輪のみ	
9	五輪塔					37.5	17	23.5		空風火輪のみ	
8	石龕型	五輪塔		○		28.5	19.5	8.5	(梵字) 延□□□□/文明三四月三日	箱形石材のみ・屋根別材	池田3
7	板碑型	五輪双塔			山型	37	25.5	12		底部裁断	
6	板碑型	五輪塔	○		山型	30	19	10		底部裁断	
5	板碑型	五輪塔			山型	35	21.5	10		底部裁断	
4	石龕型カ	笠塔婆双塔		○		29	37.5	14.5	(鑄物師No105参照)	鑄物師No105の下半分	水藤24
3	笠塔婆	題目				16	10	10.5	(Na1参照)	(Na1の下半分)	水藤G2、池田4、橋詰44
2	石龕型	多宝塔		○		25	32.5	12	多宝/釈迦/蓮華経/妙蓮華経/天文廿四年九月廿四日	箱形石材(上部欠)のみ	水藤G1、池田10、橋詰44
1	笠塔婆	題目				17	10	10.5	南無日蓮大菩薩/南無妙法蓮華経妙悟聖靈/南無代々祖師等/文明十五年二月二日	石柱のみ	水藤G2、池田4、橋詰44

*法量は、おおよその寸法を五ミリ単位で計測した。石材の最大寸法を採寸した。材によっては先行研究所載の寸法とわずかに差異を生じている。
*銘文は、現在では判読不可能になった箇所を前掲の諸研究で補った所がある。
*表中、「水藤」とあるのは「一乗谷史学(別冊7号)所収の水藤論文を、「郡」とあるのは「敦賀郡史(一)〇七二―七三頁)を、「梅原」とあるのは「考古学雑誌」所収の梅原論文(四四頁)を、「池田」とあるのは「鑄物師集落史(一八・一九頁)を、「橋詰」とあるのは「敦賀市史研究(二号)所収の橋詰論文を指し、水藤・梅原・池田論文にあつては資料番号を、橋詰論文にあつては掲載頁を示した。
*花崗岩Iは白みを帯びた花崗岩、花崗岩IIは黒みを帯びた花崗岩である(表2)。

個々の石造物は完全な状態で遺るものばかりではなく、現時点では個体数もそれほど多くはないため、類型の作成には慎重になるべきだが、鑄物師集落内の石造物の形態に基づいて暫定的に「指標石造物（イ〜ケ）」に示したように類型化を図ってみた。この類型は前述した板碑・石龕といった外形上の区分に優先して、石造物身部に刻まれた五輪塔や笠塔婆などの彫刻で類型化を試みた¹⁵⁾。同一類型内では、石材が一石（純粹な板碑型）から三石（箱型）へと分化してゆく差異に応じて区分した。また、個体数が少ないときには特異なものを除き細分類化しなかった。以下に各類型について簡単な説明をおこない、併せて類似例を示す（【類例】の番号は表1、2および後掲の写真に対応する。欠損あるものは全体から適宜判断した）。

「五輪塔型」身部に五輪塔を刻すもの。

イ、五輪単塔板碑型（条線なし）。上部は山型で条線を刻さないもの。

【類例】 1、2、6、9、16、18、20、21、23、25、38、42、43、46、

47、56、58、74、77、82、83、87、91、94、96、97、99、109、110、

113、119、121、124、126、127

ロ、五輪単塔板碑型（条線あり）。上部は山型で、条線を刻すもの。

【類例】 12、13、84、90、100、128

ハ、五輪単塔板碑型（側枠あり）。上部は山型で、身部両側に枠を生じるもの。

【類例】 11、31、32、33、39、57、72、86、112、115、117、118、120、125、

129

ニ、五輪単塔板碑型（側枠・条線あり）。上部は山型で、側枠・条線を生じるもの。

【類例】 3、8、14、19、52、93、95、123

ホ、五輪単塔石龕型（底部あり）。上部形状が厚みを持ち寄棟型になる。

身部側枠を有する。底部は整形しない。

【類例】 107、114、122

ヘ、五輪単塔石龕型（底部なし）。上部形状が厚みを持ち寄棟型になる。身部側枠は有する。底部は裁断整形され、別材底部の存在を予想させる。

【類例】 40

ト、五輪双塔板碑型（条線なし）。イの身部に五輪塔を二基刻すもの。

【類例】 15、27、30、36、41、50、55、69、92、101、102、104

チ、五輪双塔板碑型（条線あり）。ロの身部に五輪塔を二基刻すもの。

【類例】 7、22、29、48、51、70、78、98、108、111

リ、五輪双塔石龕型（屋根同材）。上部が寄棟型になるもの。身部側枠は有する。

【類例】 24

ヌ、五輪双塔石龕型（屋根別材）。リの屋根が別材のもの。底部は整形しない。

【類例】 60

ル、五輪双塔箱型。屋根、底部別材のもの。

【類例】 64、79、85

ヲ、五輪石仏板碑型。五輪が向かって左、石仏が右に並び刻される。

【類例】 28

ワ、五輪墓石石龕型。五輪が向かって左、墓石が右に並び刻される。

【類例】 26

カ、五輪宝篋印塔箱型。五輪が向かって左、宝篋印塔が右に並び刻される。身部のみでは箱型墓石に等しい。

【類例】 68

「笠塔婆型」身部に笠塔婆を刻すもの。

ヨ、笠塔婆単塔板碑型。上部は山型。条線有るものあり。

【類例】 34、44、77、88、103、106
タ、笠塔婆単塔箱型。屋根・底部別材のもの。身部のみでは箱型墓石に等しい。

【類例】 17、(参考…40、52は屋根一体)
リ、笠塔婆双塔板碑型。ヨの身部に笠塔婆を二基刻すもの。

【類例】 37
ソ、笠塔婆双塔箱型。タの身部に笠塔婆を二基刻すもの。

【類例】 35、61、62、105
【その他】

ツ、笠塔婆身部。現状では笠・基部はなし。
【類例】 4、5、45、66、67、73

ネ、念仏彫刻石龕型。南無阿弥陀仏を身部に刻す。寄棟型屋根・基部一体。
【類例】 65

ナ、題目彫刻箱型。法華題目を身部に刻す。
【類例】 49、53、54、63、71、76、81、89、116

ラ、多宝塔単塔板碑型。身部に多宝塔を刻す。形状は板碑型と考え得る。
【類例】 80

ム、石仏二尊板碑型。イの身部に石仏を二尊顕わす。
【類例】 10、63

【石仏】 大半がウに分類されるため、代表例のみを示す。
ウ、石仏。最も多く存在するもので、石材は白みがかった花崗岩である
(表2では花崗岩Iとするもの)。

【類例】 3、4、7、8、9、10、19、21、24、27、28、29、33、34、35等

キ、石仏立像。

【類例】 12
ノ、石仏。ウに等しいが石材は丸石で、身部を削りだす。

【類例】 31、51
オ、石仏板碑型。上部は山型。

【類例】 15、67、69 板碑75
ク、石仏板碑型。上部は山型、身部に側枿あり。

【類例】 1、6、8
ヤ、石仏石龕型。上部は寄棟型。身部に側枿あり。

【類例】 23
マ、石仏箱型。上部別材。側枿は目立つ。底部を残す。

【類例】 2、20、49、68
ケ、石仏箱型。上部・下部別材。身部のみでは箱型墓石に等しい。

【類例】 6、37、46、54

3 分析

a 鋳物師地区石造物の特徴

鋳物師・願通寺に分布する石造物の形態的特徴は、身部に五輪塔・笠塔婆を刻むという点にある。⁽¹⁶⁾ 近国のもものでは、永濱宇平氏が丹後の板碑を紹介されており、このなかに「板碑にして五輪を孕めるもの」「法華題目を記すもの」がある⁽¹⁷⁾としている。また鋳物師地区でも数基見られる板碑の身部に題目を記したものを紹介している。⁽¹⁸⁾ 地域的な広がりが見られる。加えて、鋳物師地区の特徴とすべきは身部に二基の五輪や笠塔婆を刻しているものが多い点である。この右のような石造物に類似するものとしては、「根来型」と仮称された板碑がある。⁽¹⁹⁾ 天岸正男氏はこの板碑の特徴を「いわゆる板碑と最も異なる部分は上部の切り込みがなく東北地方に見られる一つの形式に近く、全体の形がほぼ矩形で巾一に對して高さ約一・五位の比を示し小型で碑面の彫刻に特色があり、いまのところ高さ最大のもので約七〇・〇、巾同じく五〇・〇、厚一〇・〇センチ位のもので石質は地域的な関係で全部砂岩」としている。特色ある碑面の

彫刻とは「五輪塔、宝篋印塔および地藏立像の三種類を同種、異種に組み合わせ、必ず塔型をいれ、二または三種つつ刻出する」もので、地域的には和歌山県那賀郡の根来寺付近と、大阪府泉南郡東鳥取町付近に主に存在しているとする。鋳物師地区の石造物は石質が花崗岩である点を除けばほぼ同様の法量を持つ。「根来型」の時代分布が、天文二十二年から江戸初期であることを考えれば、敦賀鋳物師の石造物はそれに先行して存在していたことになる。

天岸氏の分類では石造物の外型に主眼を置かれているが、本稿ではこうした細分類よりもむしろ、身部の彫刻、特に双塔が描かれている点に着目し、論じてみたいと思う。このような双塔の彫刻は、すでに服部清五郎氏が指摘されており、男女二人―おそらく夫婦一体―の供養塔なのである。⁽²¹⁾初期の作例では鎌倉末にさかのぼるが、その一般化したものがこれらの小型板碑であるといえよう。

分類の項で示したとおり、身部に五輪塔を刻すものにせよ、笠塔婆を刻すものにせよ、単体で刻す場合と双体で刻す場合がある。また圧倒的に多数を占めるのは五輪塔を単体で刻す板碑型の石造物である。これら石造物には銘文がないものが大半を占めるため、扱いが困難だが、五輪の彫刻形式によって石工によるいくつかの細分類は可能である。

たとえば、11、31、42、77、113に示した五輪塔は、全体的に縦長の均整を保ち、地輪の下に基壇を有する点で特徴的である。また31、95、102は身部側枠の上部が丸みを帯びている。16と32、6と57の類似に見られるように五輪塔にも扁平なもの⁽²²⁾、縦長なものなど形態的に酷似したものがある。ただしこれらを指摘してみても、石工の具体像は浮かび上がるべくもなく、分類としての事実を指摘するにとどめたい。

b 題目をせしむ石造物の編年

そこで有効な切り口としては、題目を刻む石造物とその分類の考察で

番号	形態	記年	施主等
67	笠塔婆	応永三十二年三月二日	〇〇〇〇
4	笠塔婆	嘉吉二年十月二十八日	沙彌尼妙心
5	笠塔婆	享徳四年三月六日	悲母妙從
願1	笠塔婆	文明十五年二月二日	妙悟／聖雲代々祖師等
45	笠塔婆	永正カ二四	
73	笠塔婆	二月二十七(前後欠)	
66	笠塔婆	文明五年八月二十三日	
17	石籠型	(笠塔婆)	
61	石籠型	(笠塔婆双塔)	文明十六年二月二十四日／十二月八日
105	石籠型	(笠塔婆双塔)	永正十四年十月十二日 妙教／妙道
願2	石籠型	(多宝塔)	天文二十四年九月二十四日 妙圓逆修／妙蓮靈
35	石籠型	(笠塔婆双塔)	五月二十(以下欠)
80	石籠型	(多宝塔)	妙道(No.105の妙道と関連?)
63	石籠型	(題目)	天文九年三月二十九日 隆純覚位／妙純霊位
116	石籠型	(題目)	五月六日／三月二十四日 妙信／清妙
54	石籠型	(題目)	妙金／善祐
71	石籠型	(題目)	妙蓮聖霊／淨蓮逆修
103	板碑型	(笠塔婆)	
88	板碑型	(笠塔婆)	
34	板碑型	(笠塔婆)	
44	板碑型	(笠塔婆)	
26	板碑型	(五輪双塔)	
81	板碑型	(題目)	文龜二年十二月二十四日
53	板碑型	(題目)	天文三年八月四日 妙淨靈
59	一石五輪	延徳三年〇月二十三日	〇興大姉
64	石籠型	(五輪双塔)	延徳四年カ五月十三日 円心禪門／〇道禪尼
68	石籠型	(五輪玉篋院双塔)	延徳元年〇月二十四日 弘阿
106	石籠型	(笠塔婆)	月十七日(前後欠)
願8	石籠型	(五輪塔)	文明三年四月三日
65	石籠型	(六字名号)	弘治三年二月二十四日
76	板碑型		天文九年六月

ある。全石造物の内、記年を含めて比較的銘文をよく残すのは題目を記した法華宗関係の遺物である。これを形式ごとに示せば前頁表のようになる（銘文の題目が判読しうるものを表1・3から抽出した。「願」とあるのは願通寺墓地のもの。括弧内は身彫刻である）。

右によれば鑄物師地区法華宗関連石造物の簡単な編年が作成できる。すなわち、応永三十二年三月二日を上限として早くから作成されているものが笠塔婆であり、次に石龕の身部に笠塔婆を配するものが続き、最後に天文九年三月二十九日を下限として石龕の身部に題目を記すものが続くという具合である。板碑型で年記を持つものは少数であり、身部に笠塔婆か、題目を刻している。この板碑型石造物は年記を持たないため編年に組み込むには慎重になるべきであるが、石龕型の例に従えば、身部に笠塔婆を刻すものから題目を直接に刻すものへの変化が考えられ、順序もそれに従うのであろう。

これら紀年銘の下限は、題目以外の「南無阿弥陀仏」の名号を身部に記すものを含めても弘治三年二月二十四日である。他は延徳・文明・天文といったところで、題目を持つ石造物の編年と大差はない。鑄物師の石造物は応永から弘治のおよそ一三〇年間に分布が収まり、記念碑的意味合いを持つ笠塔婆を除けば七五年間という短期間に収束するのである。ここで重要な点は、永祿年間になる以前にこれら石造物の造立が止んでしまうことであるが、この点については次章で考察を加えてみたい。⁽²³⁾

いずれにせよ、これら石造物の編年を考えるにあたっては、板碑型、石龕型という外形よりも、身部に彫刻される石塔の種類で考察した方が、有効であると考えられる。石造物外形の差異は編年の指標とするよりは、同時代における多様性と考えた方がよからう。

c 石材

石材については、鑄物師地区の石造物はおおよそ三種類の石材で構成

されている（口絵カラー写真参照）。一つは一般の花崗岩であり、若干の赤みを帯びた、全体に白っぽい花崗岩で、黒い粒子が目立つものである。この石は水に濡らしても色にはほとんど変化を生じない。石仏・五輪塔の多くがこの花崗岩で造立されている。表2ではこの石を花崗岩Iとした。第二は花崗岩には違いないが、黒色が勝る中に白い粒子が目立つ花崗岩である。調査域の板碑の多くはこの石を材としており、石仏の中にもこの石を材とするものが若干存在する。第三は、第二の石材と極めて類似しているが、白い粒子が目立たない点で区別を要するものである。ただし、明らかにこの材を用いている石造物は若干であり、表面の磨滅等で判然としないものも多いため、表2では第二・第三の石を合わせて花崗岩IIとすることにした。すると、石仏の中でも山型・屋根型の頂部を持つものはほとんどが花崗岩IIに類する石材でできていることがわかる。一方、大半の石仏と笠塔婆（塔身のみ現存）は花崗岩Iで作成されている。笠塔婆塔身には古い年記を持つものが多いが、この点については後述するとおり、必ずしも造立年月日を示すわけではなく古い石材であると即断することはできない。花崗岩IIは板碑型・石龕型の大半を造る石材であり、石材上の区分と形態上の区分を重ね併せて考えるならば、石仏というよりは板碑・石龕といった石塔の部類にその造立趣旨を見いだすことができよう。

② 敦賀に於ける法華宗の展開

第I章の分析から明らかなように、敦賀市鑄物師地区には相当数の題目が記された石造物が残されており、題目の彫刻と紀年銘から判断して、ある程度確固たる法華信仰が当該地に存在していたことは確実である。また供養塔である石造物を伴う以上、敦賀中心部―川中―に展開した法華宗寺院のものと考えるよりは鑄物師地区に根ざしたものと考える方が妥

当である。実際、敦賀中心部の各法華宗寺院には墓石を伴う墓所が付属しており、応永の年紀を持つ笠塔婆も存在している。鋳物師の遺物は鋳物師の法華遺物として考えるのである。しかし現在法華宗寺院は存在せず、浄土真宗東本願寺派願通寺が鋳物師地区の信仰寺院として存在し圓満院旧跡が残るのみである。鋳物師地区に合祀されているこれら石造物が、弘治年間のもを下限として近世のものが見られない点もどう理解すべきなのか。以下に考察を加えてみたい。

1 中世の川西地域

現在鋳物師が立地している、筥ノ川西岸の中世における様相は如何なるものだったのであろうか。現在松島と呼ばれるこの地域は、近世期には今浜村・鋳物師村・松中村・来迎寺村の四カ村から成り立っており、明治初期に各村合併により形成されたものである。地域的には近接しており、現在の永建寺の西側に松中村、その西側には鋳物師村、永建寺の南に來迎寺村が存在する。

中世以来敦賀の中心部は、筥ノ川の東岸であり「善妙寺文書」などに見られる小路名もほぼ筥ノ川と尻屋の川に挟まれた地域に該当している。中世の筥ノ川は河道が一定せず、自然堤防の内側は湿潤で、特に西岸の地域は居住に適さない地であったと考えられるが、敦賀湾の西端には名利西福寺が位置しており、氣比宮と西福寺をつなぐ形で物資の往来は存在したであろう。中世末期には永建寺等の成立徴証もみられる。

地理的要因を決定する上で重要な筥ノ川の河道は中世を通じてかなり変化をしていたと思われ、判然とはしない。この荒れる河道を押さえ込む形で敦賀湾に直交させ、川西の河口近くに平城を築城したのが蜂屋頼隆であるといわれている。蜂屋の統治は天正十五年に頼隆の死によって終わり、この城を継承するかたちで、天正十五年に敦賀に入部、掌握したのが大谷吉継であった。⁽²⁴⁾

近世の地誌「敦賀志」⁽²⁵⁾によれば、朝倉氏の滅亡とその後のめまぐるしい領主交代の頃と相前後して、替地が行われていることが分かる。松中村では、「もと此村ハ松原の内堀切の東、永建寺の西に在し故松中村と云中略(文禄年中今の地へ移さる」とされているし、來迎寺村は「天正の頃迄八百姓卅余家有しと云、いか成事にて絶しにや」とされている。近隣の諸村では、櫛川村が「此松原元亀元年迄ハ、氣比宮の神園にて預り神人は守れり」としており、元亀段階における松原領有権の変化が伺える。これらの変化は元亀から文禄年間に集中しており、敦賀城築城に伴うものであると考えるのが妥当である。もと出村に所在したと考えられている永建寺は「文禄年間大谷氏、城に近き寺院町屋を他所へ移されしとき、今濱村嶋大明神の西南梟江のほとりの地を賜りて、慶長二年其所にいまの如く」寺院を建立したという。「永建寺文書」には「慶長二年大谷吉継禁制」が残されており、大谷氏の関与を裏付けるものとなっている。⁽²⁶⁾

敦賀城がこの地に構えられた理由は不明だが、永建寺は「永建禪寺常住諸書物目録」などによれば、朝倉氏により保護を受けている寺院である。朝倉氏の滅亡を期に入部した武藤舜秀により寺領を没収されたことも併せ考えれば、天正十年の蜂屋頼隆の代官支配を待つかもなく、天正三年に武藤舜秀が信長と共に入部した際に築城が策定されたのではなかろうか。当該期、松島の地域は敦賀城の築城により、大規模な改編を受けているのである。

そこで注目されるのは、敦賀法華諸寺の中で唯一川西に存在した大乘寺である。來迎寺村に関する地誌の記事には「此寺(來迎寺・筆者註)内西南の方に裏門町なる大乘寺の旧址あり、此寺の西に郡中の葬墓処あり」とあり、旧址としながらも、大乘寺の存在と、郡中の墓所の存在を示しているのである。中世の大乘寺については、敦賀に伝わる史料が皆無であり、このことが石造遺物の歴史的位付けを難しくしている。⁽²⁷⁾

かろうじて現大乘寺所蔵の過去帳から、法脈を辿れば以下のようにな

る（括弧内は寂年と思われる記載）。

【大乘寺歴代系図】

開山圓乘院日善聖人（応永二十年）——二代大善院日顯上人——三代不明
——四代泉光院日規和尚（明応二年）——五代大通院日儒和尚——六代陽
泉院日頼和尚（天正元年）——七代英泉院日祐和尚（元和九年）——八代養
泉院日詣和尚（寛永四年）——九代妙勝院日暁聖人——十代不明——（以
下略）

この系図からは、大乘寺が応永年間に開基され、一住持あたり三〇年
以上という長い在職期間を経て、住持職が相承されていたことが分かる。²⁸
ところで、右法脈はどの程度史料裏付けが取れるものなのであろう
か。大乘寺の本山とされている京都本圀寺には次のような授与書のある
曼茶羅本尊が現存する。

越前国敦賀大乘寺日儒授与之

明応九年^{庚申}九月十五日奉書之

この本尊は、本国寺の日了が記したもので、明応九年に大乘寺日儒に
これを授与したものである。日了は勸行院日了（一四五〇—一五一〇）で、
本国寺第十二世である。²⁹この一幅の本尊の存在により、明応九年の時
点で敦賀に大乘寺が存在し、本国寺日了から曼茶羅本尊の授与を受けた
日儒が敦賀大乘寺の住持であったことは確実といえる。現在この曼茶羅
本尊は本圀寺所蔵であるが、本山貫主が末寺住持に授与した本尊が後世
その由緒を以て本山に帰納されることはしばしば見られ、伝来の点でも
問題はなからう。また、日儒住持の記事が裏付けられた以上、現大乘寺
に伝わる法脈系図の史料価値も相応に評価されてしかるべきである。

2 敦賀法華宗諸寺院にみる門流と石造建立

前節では、鑄物師区の小型石造物を中世以来所在したものと考えた上

で、中世敦賀における大乘寺の存在を確認した。近世の地誌が示すよう
に、中世大乘寺が笙ノ川西岸に来迎寺と近接する形態で存在していれば
問題はないが、史料的には確証が得られない。そこで、法華諸門流の地
域展開という視点から徴証を得ることにしたい。

敦賀における法華宗各寺院の存在を示す徴証となる史料は精粗あるが、
近世期の記録類を参照してもほぼその外観をつかむことはできる。「石井
左近家文書」に残る宝暦十一年幕府巡検の際の寺数書き上げによれば、
近世中期に敦賀町内に存在した法華宗寺院は、本勝寺（一一）、本妙寺（二〇）、
妙頭寺（八）、大乘寺、長遠寺、円隆寺（妙泉山、妙泉寺とも）、妙因寺、
東林寺、の八カ寺である（括弧内は塔頭数³⁰）。このうち中世まで遡及しう
る寺院には、本勝寺末寺である妙因寺と東林寺を除いてもよいであろう。

寺号	本山	開基	創建と所在・典拠
本勝寺（本能寺）		日隆	応永三十三（一四二六）年。もと氣比社真言宗大正 寺社僧円海（改め日從）は二世に。浜嶋寺町「本 勝寺歴譜」
本妙寺（妙蓮寺）		日敬	天寿三（一三七七）年。上嶋寺町、もと法泉寺町。
妙泉寺（妙蓮寺）		日敬	天寿二（一三七六）年。浦底「敦賀志」
妙頭寺（妙頭寺）		日像	鎌倉時代末以降。もと氣比社神宮寺関係の真言宗寺 院。住持覚円は二世に。御所辻子町 大島町「敦 賀市史 通史編」敦賀志」
長遠寺（立本寺）		日締	上嶋寺町「敦賀志」

大乘寺を除くこれら五ヶ寺は門流と立地において共通点を持つ。この
点を大乘寺のそれと比較検討しながら論じてみたいと思う。

a 日像門流と笠塔婆の造立

共通点の一つはこれらの諸寺が、布教の契機を日像の北陸布教に求め
ている点である。日像に由緒をもつ理由は、法華宗諸寺の住持法系系図
を参照すればより明瞭になる。中世法華教団は、基本的には各法系単位
ごとに個別の布教、地域的展開を行っており、いわば門流諸派の集合体

から成り立っていた。地方布教と末寺の開基にあたっては当然これらの要素を考慮に入れるべきで、本能寺、妙蓮寺、妙顕寺、立本寺の各寺は日像・大覚・朗源・日叡の法系までは同一門流（日像開基の京都妙顕寺の立地から四條門流とも）となる。本妙寺と妙泉寺の開基日像と本勝寺の開基日隆が北陸を目指したのもこのため、ともに先師日像の足跡を求めて布教活動を展開したものと思われる。

一方の大乗寺は本国寺流（本国寺の立地から六条門流とも）、日印・日静・日伝とつながる門流で、京都に本山を構えた法華宗寺院とはいっても法系的には右の諸寺とは全く異なっているのが理解されよう。

中世敦賀において複数の寺院を展開していた日像の門流が、応永年間に日像布教を手掛かりとして北陸に教線を拡大したことは、末寺に象徴的に建てられる笠塔婆の紀年銘から明らかである。日像門流は石造建立について共通の姿を示し、その典型例を敦賀にみれば、本勝寺の「応永三四年正月二八日 円珍」の笠塔婆と、「応仁二年六月四日 照圓」の笠塔婆が存在する。この石塔は『本勝寺歴史』により文献的にも裏付が得られるが、笠塔婆という塔の性質・形態面には若干の疑問が残り、後世造立の可能性も否定できない⁽³¹⁾。但しその歴史的事実としては妥当なものと考えてよからう。

同様な造塔例を同じく日像流の妙覚寺笠塔婆を例に取り見てみたい。妙覚寺は京都上京にある本山寺院で、その「妙覚寺の三塔」はかつて川勝政太郎氏が紹介したものである⁽³²⁾。氏の紹介によれば、「中央のは前と左の二面に題目、右側面に「南無日蓮大菩薩」背面に「應永十七年庚十月十三日」とある。向つて左のは三面題目、背面に「日像菩薩 應永廿一年十一月」とある。左のは同様背面に「日朗菩薩 應永廿一年十一月」とある。相ついで建立されたもので、日蓮、日朗、日像を祀る塔である」とされている。このように笠塔婆の場合には師の事績を顕彰せんがために、後世に造立される可能性もあり、本勝寺の笠塔婆塔身と同様に記年当時のものという確証は

ないが⁽³³⁾、布教到達点における記念碑としての役割を果たすものであろう。

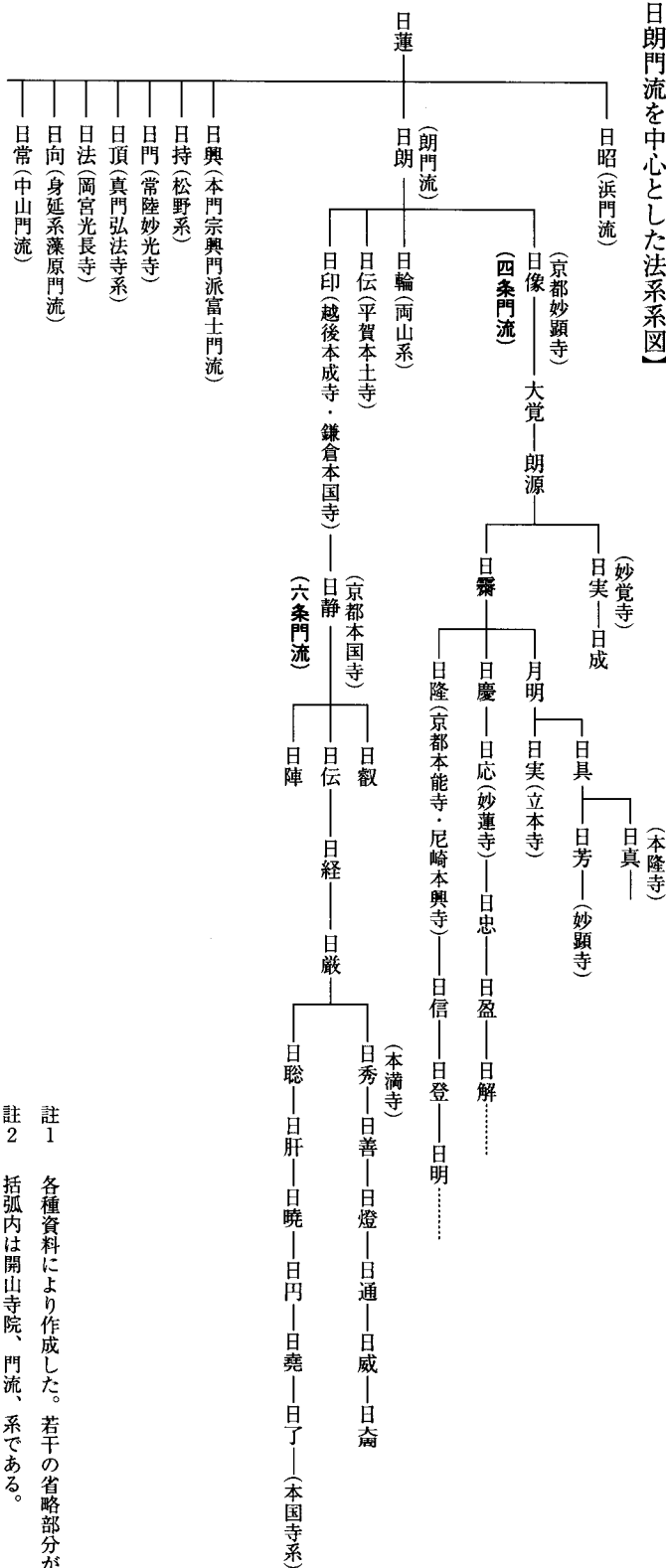
以上のような笠塔婆造塔を伴う日像流の教線は越前のみにとどまらず、能登金栄山妙成寺の開山に結実している。妙成寺は日像を開山にもつ、北陸における日蓮宗布教の拠点であり、ここには複数の笠塔婆遺物が存在する（すべて花崗岩系の堅緻な石材である）。櫻井甚一氏によれば、この石造物は、第二相日乘（百十もしくは百十四歳で没）、日乘の伯父柴原將監法光の供養塔（法光は妙成寺建立に際し浄資を与えた人物）、妙成寺第五相日立、のものである。特に日立の笠塔婆については、寂年が正長二（一四二九）年八月十五日であり、法光のものと同石材なので応永三十三（一四二六）年時点で造立された逆修塔ではなからうかとしている。このように、これら日像流の笠塔婆造立には共通性が見られる。それは歴代祖師の供養塔がある時期に有力檀那が造立し、この有力檀那がしばしば開基と姻戚関係を持ち、寺領を寄進するなど圧倒的な浄資の援助を行う点である。彼の檀那が在地の有力者である場合にはそれを期に領内に於ける領民の入信が促進される。このような入信のプロセスは法華宗固有のものではないが、しばしば強固な地域的な結束を示す法華信仰にあつては有効に作用したと考えられる。

一方の大乗寺では、笠塔婆の年紀に「応永三十二年」とあり、布教の時点は同じく応永期頃と考えられる。但し開山とされる日善聖人の寂年は応永二十年で一致せず、続く数代の寂年が不詳のため大乗寺歴代のものとの確証は得られない。但し形状・石材はほぼ同様であり、ある時点での一括しての造立であろうと考えられる。また筆跡による同定は慎まねばならないが、敢えて言えば表1 No.71石龕型板碑に記された題目は本国寺流（日了、日蓮、日助等）の本尊曼荼羅題目に髭の角度や長さが近いと思われる⁽³⁵⁾。

b 寺院の立地

共通点の二点目は敦賀における寺院の立地である。史料制約もあつ

【日朗門流を中心とした法系系図】



註1 各種資料により作成した。若干の省略部分がある。
註2 括弧内は開山寺院、門流、系である。

て、開山当初の状態までは明らかにし得ないが、「善妙寺文書」などによれば、少なくとも中世後期には四條門流の諸寺は笹ノ川と兎屋の川に挟まれた敦賀中心部に位置している。大谷吉継の施策により寺院の整理と移動があったと考えられるが、敦賀中心部という点では移動の前後に変わりはない。つまりこれらの諸寺は、当初から敦賀町内部と密接に関連を持つことよって発展を遂げたと考えられる。

この点について注意すべきは、本勝寺と妙顕寺が気比社の一部を折伏により取り込むという共通した縁起を持つことである。また両者とも檀那——商人（紺屋五郎右衛門）や漁師——を媒介としている点も注意に値する。気比社の一部を取り込む縁起は法華宗寺院の開基に際して気比社との関わりを示している。実際には本勝寺・本妙寺共に「善妙寺文書」

所収の「寺領目録」に「居屋敷」として記され、両寺は善妙寺に対して春秋の地子を支払っている。善妙寺自体も気比社神宮寺中の釈迦寺を称すという縁起を持つため、これら諸寺は気比社門前の町内に寄生する形で存在し得たであろう。

これらの法華の諸寺院は、先に本勝寺墓地の石造の例を示したように、ある程度の規模の墓地を寺域に付属させている。近世以降笹ノ川西岸が郷中三昧であったことは先に示したとおりだが、それらは埋め墓としての在りようである。鋳物師地区には石造物が存在している以上、敦賀町内の法華宗諸寺院による石造造立と考えることはできまい。

以上 a・b の二点で考察したように、大乗寺を除く他の法華宗各寺院は日像・大覚・朗源以下の四條門流であるという点で共通性を有してお

り、その活動拠点は敦賀町内部に密着しており、川西に位置していた本国寺六条門流大乘寺とは明らかに異質なものである。

ゆえに、法華信仰により題目を刻むという点では共通性を持つ可能性はあるが、墓所としての位置付けは敦賀中心部（川中）に存在した諸寺の墓所と混同すべき性質のものではないであろう。

3 両門流の指向と明暗

敦賀において法華関連の石造物が集中的に残存している中世後期、特に天文以降の法華宗を取り巻く環境は、けっして楽観できるものではなかった。洛中では天文法華の乱により各本山は大打撃を受け、洛中追放を余儀なくされる。その後、帰洛が勅許された後も天正七年の安土宗論において再び宗教的弾圧を受けることとなる。

安土宗論は信長側の法華宗に対する態度を端的に示したもので、安土城下で信長立会いの下に行われた浄土宗との宗論は、当初から勝敗が決まっていたものといわれる。結局、敗者法華宗は信長奉行衆に対して負けを認める証文を書くと共に、信長からは教蓮社聖誉（西光寺貞安）に對して勝ちの朱印状が発給されるのである。このため法華宗徒は直後から洛中等諸処で迫害を受けることとなる。ところで浄土宗の末寺である敦賀西福寺にもその両案文が即刻六月朔日にしたためられ送致されている。それに添えた貞安書状には「御分國之者共、寺坊破却不知其數、門札已下被停止畢」とあり、敦賀末寺に対して法華宗寺坊の破却と、檀那の追討が行われたことを伝達している。³⁶このような文書の存在は、敦賀における法華宗徒の存在形態が他の信長支配地域と同列に論じることが可能にする素地を提供していたこと、を示している。端的に言えば、朝倉滅亡後の天正三年に入部を果たした領主は織田方の武藤舜秀であり、法華宗寺院に対して同様の姿勢で臨んだものと考えられる。

石造記年の下限、大乘寺に伝わる法脈系図、現在鑄物師に存在する浄

土真宗願通寺の法脈系図、近世の地誌等を総合的に理解するには、大乘寺の衰退を信長の入部に併せて考えるのが最も合理的である。敢えて言えば、鑄物師の石造物が朝倉の滅亡と共に見えなくなる事実と、土中より現れるという事実は、朝倉氏領内での法華宗諸勢力の存在と織田政権による城下町整理の過程での強制的移住を意味するのではなからうか。³⁷

石造物が現在の姿に合祀される過程はそのことを示唆している。おそらくこれら石造物は出土したものが大半であって、ゆえに銘文も驚くほど読みやすいのである。梅原氏が昭和初期に調査した際には「近時附近の土中より發掘せる墓碑小像等多く存在せり」といったさまであり、今回の聞き取り調査でも同様な意見が得られている。当該地域は近世期には、来迎寺や永建寺の墓域として郷内の墓地になっていたことは確かであるが、鑄物師の石造物群が供養塔として実際に地上に祀られたものであるならば、風化することはあり得ても土中から発見されることは少ない。また鑄物師の石造物群には近世期の墓石をほとんど含まず、中世以降の断絶が在ることも、近世を通じて地中に埋藏されていたことの傍証となる。

またこれら供養塔が鑄物師地区の法華信仰の発露として存在したものであれば、大乘寺の転退はあり得ないし、墓石の放置も生じにくいであろう。大乘寺と題目を持つ石造物の断絶は領主による強制的な介入と考えるのが合理的である。少なくとも大谷吉継は敦賀町内の改編を行っているおり、「道川文書」によれば、「其津濱之町立替二付而、川舟兵三郎同兵太郎并次郎兵衛西三人屋敷三カ所事、惣なミニ家等きれいに可作之由申候間」とあり、天正二十一年の段階で町内の造作について指示を与えている。これと機を一にして城下再編の過程で大乘寺を敦賀中心部の南側に法華宗寺院街を形成すべく強制移住せしめたと考えたい。築城の際に、砂地である川西に散在していた墓石を利用した可能性もある。町内再編を通じて、敦賀中心部に所在した他の法華宗寺院は大きく移動

することはなかったが、川西の諸寺院は寺領の移転を迫られ、このことが日像流の法華宗諸寺院と大乘寺との間の明暗につながったと考えられる。大乘寺はこれを機に衰弱した。

敦賀城は、元和二年の一国一城制により取り壊され、川西は無主の地となった。敦賀城のあった三丸は「大谷氏の城内なりしを廃城後田畠となし、且農民住事となりぬ、(中略)以前ハ幸若氏の宅地成しか時々妖怪出るを以て寺となし」たる状態であったという(「敦賀志」)。再度郷内の三昧として墓域化がなされるのはそれ以後のことであろう。

以上のように考えれば、法華寺院が地域内にはない鑄物師地区において、題目を記す石造遺物が多く出土することに理由を与えうる。鑄物師近隣に所在する永建寺の一角にもやはり同様の小型石造物が合祀されている。永建寺は中世以来の禅宗寺院であるが、この石造物群中にも題目を記すものが多く含まれており、鑄物師地区を越えた地域として考えることの有効性を示している。

ところで、大乘寺が入部した織田側の領主により弾圧を受ける中で、敦賀町内部に根を張った日像流の諸寺院はどのように存在し得ているのであろうか。敦賀町内部に密着して布教活動を展開した諸寺は、新領主の入部、近世化に向けて領主権力に積極的に迎合することで命脈を保ったと思われる。

『本勝寺歴譜』は江戸中期頃に成立した寺史であり、記事には注意を要するが、その内容はほぼ妥当であると考えられる⁽⁴⁰⁾。記事によれば、中世末期朝倉氏滅亡以降の本勝寺と領主との関係は、一つの儀式を媒介としていた。初見は、織田信長によるもので、天正三年八月四日に行われている。内容は、①領主が気比宮祭礼一覽の際の薄茶献上、②寺内での饗応、③制札の下賜という手続きをとる。同様に、蜂屋出羽守(天正十五年八月四日)、大谷刑部少輔吉継(文禄四年)に対してもこの手続きがとられる。但し慶長十三年八月四日、太守宰相公(忠直)の際には、

薄茶饗応の手續きまでは同一であるものの、制札は当日には発給されず、後日別儀なき旨の家老書状が発給されている(八月二十三日)⁽⁴¹⁾。

ここで注目すべきは、このような本勝寺側の対応が信長の入部に起源を持つということである。天正三年には同時に武藤宗右衛門舜秀が敦賀郡代として入部しており、信長に対する饗応は新代官に対する御札の意味を持つているものである。以後はこれを先例として、各領主に対応していくことになる。ここで発給されたとする禁制は現存しないが、大谷吉継発給のほぼ同趣旨の禁制が永建寺に残ることなどを考えれば、『本勝寺歴譜』の記事は妥当性を持つものと考えられる。敦賀内部の法華宗寺院は相互が近接した場所であり、同様の行動をとることにより、命脈を保つことができたのではなからうか。これら法華の諸寺―本勝寺、本妙寺、妙泉寺、妙顕寺、長遠寺の各寺は近世を通じて「年始御札」に参勤している⁽⁴²⁾。本国寺流の大乘寺が寺領を移され、年頭の礼にも参勤していない事実と好対照といえよう。

おわりに

以上、本稿では敦賀鑄物師地区に合祀されている中世後期の石造遺物の調査報告と、それを手掛かりとして敦賀における法華信仰の展開について考察した。

前者については、鑄物師地区のみの調査であり、小型石造物が松原一帯に分布する事実を今後の調査によって補わなければならないと考えている。題目を持つ石造物が近隣の地域に多く分布することを考えれば、点よりは面として考えるべきであろう。

法華信仰の展開については、中世後期を通じて存在した大乘寺の没落と、敦賀における他の法華諸寺院との比較検討を通じて論じてみた。当該期の日蓮宗諸門流は教義解釈上の問題等で別組織と見なしてもよいほ

どの独自性を有している。これら諸門流、諸派の法華宗諸寺院は混同して捉えられるべきではなく、特に都市との問題を論じる際には注意が必要である。法華宗はしばしば信者に有力な商工業者を持つが、門流との関わりからも論じられる必要がある。

本稿での関心からいえば、本国寺流である大乘寺も、日像流である妙顯寺、本勝寺などの諸寺も応永初年度の開基と石造物造立という点では共通性を持つが、新たに入部した領主に対する態度に差異がみられ、明暗を分けている。このような事例は今後法華宗の北陸への展開を考察する際に朝倉氏との関わりの中でより詳細に説明をする必要があると考えている。

徴証としてであれ、反証としてであれ、これら題目を持つ石造物を、鑄物師との関連からも考察すべきであるが、現在地区の中心的寺院は願通寺（浄土真宗東本願寺派）になっている点、⁽⁴³⁾題目を持つ石造物が永建寺付近などより広範な地域に見られる点、⁽⁴⁴⁾そしてなによりも中世まで遡りうる文献史料が管見の限りでは見られない点などを考慮して、ひとまず考察は差し控えることにする。

〔付記〕本調査に当たっては、多くの方からご教示ご協力を得ましたが、なかでも東京女子大学教授水藤眞先生、敦賀市教育委員会文化課社会教育指導員橋詰久幸氏、同文化財調査員川村俊彦氏、鑄物師町区長の野田正夫氏、長老の柴原幸一氏には格別のご配慮をいただきました。記して感謝いたします。また調査実施にあたっては、慶應義塾大学大学院修士課程（当時）の阿部能久氏の協力を得、図版の整理全般については木戸邦子氏の協力を得ました。ここに感謝します。

なお、本調査は一九九七年度鈴浜学術財団奨学金による成果の一部である。

註

- (1) 本論の目的は板碑を利用した中世都市敦賀における市井の信仰形態の解明にある。このような問題意識はさして目新しいことではなく、服部清五郎（清道）氏による『板碑概説』（鳳鳴書院刊、一九三三年、のち角川書店より復刊、一九七三年）の中で既に言及されていることである。
- (2) 以下特に註記はしないが、本書の用例から多くの知見を得た。敦賀市鑄物師区についての専論には池田銚七著『鑄物師集落史』（敦賀市鑄物師町老人クラブ編、一九七八年）がある。本書は願通寺御住職より拝見させていただいた。
- (3) 鑄物師の変遷については、『敦賀鑄物師と河瀬甚石衛門』（敦賀市史編さん委員会編『敦賀市史』通史編上巻、第五章第二節、一九八五年）参照。
- (4) 敦賀町図の最古のものは私立敦賀郷土博物館所蔵の「敦賀町図」（市指定文化財、成立年代不明）である。題箋に「越前敦賀の図 元禄時代」とあり、図中建造物の比定から成立期はほぼ元禄期であろうとされる。この図によれば、当時の敦賀市域は笹ノ川沿岸が西限であり、笹ノ川より西の地域は詳しくは記されていない（敦賀市教育委員会編『図録 敦賀の文化財』一九八八年）。市街域の規模は地図1に示したように明治時代になっても不変である。
- (5) 第四編社寺古蹟第三章古蹟の項参照。『敦賀郡誌』（福井縣敦賀郡役所編、一九一五年）はのち臨川書店より復刻版（一九八五年）発行。
- (6) 梅原末治「越前敦賀郡の遺蹟遺物」（『考古学雑誌』第五卷第八号、および第六卷第四号、ともに一九一五年）。
- (7) 「越前・若狭の石造美術」（『日本海城の歴史と文化』、一九七九年）。
- (8) 橋詰久幸「敦賀市の小坂碑」（『敦賀市史研究』二号、一九八一年）。
- (9) 水藤眞・黒崎文夫編『敦賀鑄物師の小型板碑』（一乗谷研究会『一乗谷史学』別冊七号、一九七九年）。六七点（現存を確認）の石造物について主に拓本で形態を示し、データを所載する。本文には「写真での報告は後日検討したい」とあるも、未だ報告はされていない。本稿では水藤先生の了解を得た上で調査を行った。
- (10) 表にあげた石造物の番号は全て写真版の番号と対応している。但し銘文を記す重要なものについては「口絵」で取り上げ、形式上の指標となる作例については「指標石造物」として示し、残りは一括して後掲した。
- (11) 重要な石造物の中には重複して取り上げたものもある。写真版は原則として石そのものを示したが、拓本を示す方が効果的であると判断したものは石の写真を省略したものがある。
- (12) 本稿の資料データと前掲の先行研究データとの数値には法量と銘文の二点に若干の差異がある。法量については本調査では時間的制約もあり精密な計測を行っ

- ておらず概数である。また、前回調査された後、欠損などが生じている可能性もある。銘文については完全に再読し、その後の磨滅が明らかで、文脈上不都合のない部分については一部先行研究に依った。併せて、先行研究を参照いただければ幸いである。
- (13) 身部に同様な彫刻を持つため、板碑と石籠の区分は困難だが敢えて試みた。寄棟状の屋根を持ち太く側柱を顕わしているものは、堂に合祀された五輪等・笠塔婆などをイメージしうるため石籠（石造りの建物、祠堂）とした。この石造物について『敦賀郡誌』は堂墓式とし、橋詰氏は石籠式板碑とされる。
- (14) 石仏に屋根が付く場合に石仏と呼ぶべきかどうかは議論の分かれるところである。呼称については「一乗谷の石塔・石仏」(水藤真「一乗谷史学」第五号、のち加筆修正の上、福井県教育委員会朝倉氏遺跡調査研究所編「一乗谷石造遺物調査報告書1 銘文集成」一九七五年、絵画・木札・石造物に中世を読む)吉川弘文館、一九九四年、所収)を参照した。
- (15) 類型上苦慮したのは主に以下の点である。
- ①寄棟状の廂の外縁部(額部突起)が山型の上部に刻まれた条線と区別しがたい中間的なものがある。
- ②箱型の身部のみが残る遺物の原形が如何なる形態であったかは推測の域を出ない。
- ③身部側柱がしっかりしたものは板碑型・石籠型・箱型の区分が微妙なこと。なおこれらの分類にあたっては、坪井良平氏が木津惣墓の分類に際して用いた分類法(外形・線刻、額縁の有無)をも参考にした(山城木津惣墓標の研究『考古学』一〇―三、一九三九年)。他に縣敏夫「板碑にみる近世墓塔の源流」(『日本の石仏』四一、特集 墓石と供養塔、一九八七年)、坂詰秀一「中・近世墓標研究の回顧と課題」(『考古学ジャーナル』二八八、一九八八年)、谷川章雄「近世墓塔の分類と編年」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊一〇哲学史学編、一九八四年)、同「近世墓標の類型」(『考古学ジャーナル』二八八、一九八八年)、朽木量「近世墓標の形態変化と石材流通―淀川・木津川流域を中心に―」(慶應義塾大学文学部民族学考古学研究室編『民族考古』第2号、一九九四年)等を参照した。
- (16) 同様なものは、日野一郎「塔形をあらわした板碑」(坂詰秀一編『板碑の総合研究』1 総論編所収、柏書房、一九八三年)にまとめられているが、中世前期の比較的古いものが多く取り上げられているのみである。
- (17) 「丹後の板碑」(上・下)(『史迹と美術』第八・九号、一九三三年)。「南無妙法蓮華經と書いた板碑や五輪塔は澤山ある。嘉吉、寛正、長祿あたりの在銘の板碑は石川の慈観寺、府中の妙立寺、宮津の如願寺その他にある」としている。
- (18) 題目を記す板碑については、千々和實「中世民衆仏教普及の実態」(『日本歴史』三三七号、一九七六年、のち『板碑源流考』吉川弘文館、一九八七年、第二編 板碑文化の展開、に再録)に「日蓮宗板碑」として主に関東の板碑について、また石村喜英「題目・名号・十三仏板碑」(前掲『板碑の総合研究』)に「題目板碑」として例示するも、本稿で例示している小型のものは挙げられていない。
- (19) 天岸正男「板石塔婆の一形式」(『史迹と美術』第三九四号)。氏の所引によれば、籠型の石材に宝篋印塔を二塔並べた例では「大澤池宝篋印塔碑」(川勝政太郎著「石造美術」京都美術大観、所収)があり、これに当てはまるものとしている。
- (20) 山型の上部の有無、上部の切り込み、廂状の厚みの有無を中心に分類を試み、一〇の形式に分類している。
- (21) 前掲『板碑概説』(四九六頁以下)。
- (22) 前掲『板碑の総合研究』(2 地域編、一八七頁)「中部地方 4 石川県」所収の第一三図にみえる「五輪双式板碑」(鳳至郡能都町藤ノ瀬)は鑄物師所在の偏平な五輪を刻す板碑に酷似しており、石材流通の存在が考えられる。
- (23) 橋詰氏前掲論文では鑄物師地区を含むより広い地域での編年が示されており、ここではほぼ同様な結果が示されており、永祿年間を下限としている。
- (24) 『日本城郭全集』(第六卷三〇六頁、人物往来社、一九六八年、「日本城郭大系」(第一一巻四二八頁、新人物往来社、一九八〇年)参照。一部報告書で笙ノ川右岸に図示するが、敦賀城の位置は「慶長国絵図」(松平文庫)にも見られるとおり、笙ノ川の西岸である。
- (25) 『敦賀市史』史料編第五巻所収。
- (26) 「永建寺文書」(『敦賀市史』史料編第三巻所収、一九七九年)。寛永五年の寄進状には四至を示したものがあり、確実な徴証となる。
- (27) 「日蓮宗の信仰」(前掲『敦賀市史』第四章第三節の二)にも大乘寺は触れられていない。
- (28) 前掲『鑄物師集落史』(四―二本泉寺 大乘寺、の項)。なおこの史料については原本・写真版などを参照していないので、如何なる形態をとるのか不明である。この系図では九代に妙勝院日暁聖人がみえるが、本国寺の「宗門正嫡相承次第」(『日蓮宗宗学全書』所収「竜華秘書」雑部第七)では妙勝院日暁は第九世であり寛永年間以降に存在するのは不審である。「聖人」と記されている点や、寂年が記されていないことから錯誤が生じたものと考えられる。
- (29) 京都本圀寺藏日了上人本尊(『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成』解説 大塚巧藝社、一九八六年)。日了には他に応永二十五年五月六日付「信仰具圓師之衆徒一二五人起請」(『竜華秘書』歴祖部第二之四)に花押を据える者と、智照院日了(不受不施派諸師書状)などがあるが年代的に合致しない(共に、立正大学日蓮教学研究所編『日蓮宗宗学全書』所収、一九六〇・六一年)。
- (30) 一八世紀にはほぼ成立していた地誌「指掌録」にも同様の記載があり、一九世紀に成立した「敦賀一目鏡」では円隆寺が抜けて七カ寺となる。
- (31) たとえば「本勝寺歴譜」享和二年条には「一、同年歴祖惣石塔建立」一、同年

墓所井戸屋形再興」などともあり、応永三十四年条にある「石塔在今」の記述時点から現状に至っているという確証はない。

(32) 「日蓮宗の題目石塔」(「史迹と美術」第二〇八号、一九五〇年)の中で、氏は「日蓮宗の特色を極めて濃厚に示すものとしては多寶塔と笠塔婆である」とする。

(33) 板碑型・石籠方の石造物は「逆修」預修」などの文言を刻しており、双名の場合、併記されている命日とはそれほど隔てない時期に造立されたことが分かる。この点でこれらの石造物は同時代の遺物と考えてよいであろう。

(34) 櫻井甚一「能登國妙成寺の笠塔婆」(「史迹と美術」第二七五号)。以下本稿に挙げた笠塔婆の詳細は以下の通り(図の番号は櫻井論文のもの)。

a 康暦二年塔(第三・四図)

正面には題目、背面に「康暦第二甲庚 六月廿七日敬白」後補基礎正面に「第二祖」と刻す。塔身高さ二尺六寸五分巾下部七寸二分、上部五寸五分の角柱状(同石材のものさらに一つあり)

b 応永廿一年塔(第五図)

正面に題目背面に「応永廿一年□月」と刻す。塔身高さ一尺五寸、巾下部六寸五分、上部四寸の角柱状(同石材のものさらに一つあり)

c 応永卅三年塔(第六・七図)

正側三面には題目を刻す、背面に「應永卅三年八月十九日 沙彌法光」と刻す。高さ一尺三寸七分、巾四寸三分四角柱状

d 日立塔

正面三面題目を刻す、背面に「日立」と刻す。高さ一尺二寸、巾四寸八分の正四角柱状(同一形式のものさらに一つあり)

(35) 湯浅治久「石をきざむ僧侶たち―板碑にみる題目の意匠について―」(市川歴史博物館編「諸職と道具」一九九三年)には下総を中心とした題目意匠の多様性の指摘がある。ちなみに鑄物師地区の笠塔婆に記されている題目は、髭の長くない書体を持ち、能登妙成寺のものとも類似している。

(36) 天文五年に法華宗徒が洛中を追放された際にも「日蓮牛王并推札家」が問題になつており、隣三軒は闕所であるとしている。日蓮宗徒はそれと分かる何らかの指標を有していたのであろう。拙稿「天文法華の乱」再考―「山門大講堂三院衆議条々」第一条の検討を中心に―(「年報三田中世史研究」第四号、一九九七年)参照。

(37) 法華宗が朝倉領内で積極的に庇護を受けていたことを記す史料の徴証はないが、一乗谷の木戸之内から題目を刻む石造物が相当数発掘されている事実などを整合的に理解するには、朝倉政権との関連を考えざるを得ないであろう。この点については別稿で論ずる予定である。

(38) 梅原末治氏前掲論文(第五卷第八号)参照。また同第六卷第四号中にも、近隣

永建寺墓石の補遺として「更に數ヶ前松原神社に通ずる道路を開鑿中附近より數基の碑石を發見して前記小堂の側に置かれあり」とある。町内古老のお話によれば、現在集積合祀されている石造物はかつては掘り起こされて円満堂の付近に放置されていたという。

(39) 天正二十一年五月十四日付大谷吉継判物(道川文書)

(40) 「敦賀市史」(史料編第二卷、一九七八年所収)。史料末に付されている「解説」によれば、「本勝寺歴譜(上・下)」は下巻の「安永三(一七七四)年頃までが一筆であり、以下書き継がれたものである」とする。

(41) この後は正保二年八月四日に同様の儀礼が行われ、当日に先例相違なき旨の御意を得、寛文三年八月にも酒井修理大夫忠直の例が記されるが、これ以降記事は簡略になり、宝永五年九月の酒井讃岐守忠音入国の際には日宋が登城するといふ形態をとっている。

(42) 前掲「敦賀町分寺社」(「指掌録」六〇)。なお御札に出る寺院が多い宗派は、ほかに浄土真宗である。

(43) 鑄物師地区の題目を持つ石造物が、鑄物師集落と密接に関連を持つという中世まで遡りうる徴証を今のところ得ていない。ただし、但馬出石の鑄物師五歩一氏には、越前今立郡五分市村の松村氏が「南無妙法蓮華經」を唱えながら諸国を転々とし、但馬に到ったという由緒がある。五歩一氏の菩提寺の經王寺は法華宗寺院であるが、もと真言宗にして折伏により永祿年間創立といひ、墓石からも五歩一氏の移住が近世初期より確認しうる(五歩一敬治「鑄物師史稿」非売品、一九八二年)。

(44) 前掲「鑄物師集落史」所収の法統系図によれば、「初代より九代の間不詳、浄土真宗となす。十代不明―十一代秀応―十二代秀満―十三代明玄 是の時小障者にて願通寺亡ぶべきを、之の僧再び相統して元の如く血脈相違なしと言へり(中略)―十五代龍丹 是の時代木像御うら様祖師 蓮如上人、大十七高僧御免下さる。寛永十六年八月二十九日」とあり、難解な個所もあるが、中世末乃至は近世初期から記述が詳しくなる。題目を持つ遺物が永祿期くらいまでに見えなくなることを考え併せれば、このころ寺院の改編があつたとも考えられる。

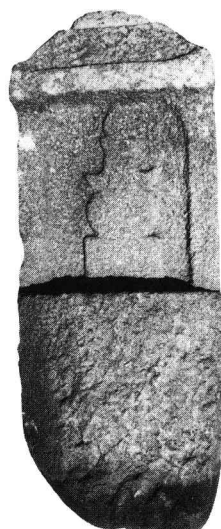
(45) 永建寺隣接地に合祀されている小型石造物については一九九八年七月に調査を終了し、近日中に報告の機会を設けるつもりである。

(国立歴史民俗博物館非常勤研究員)

指標石造物(細分類)

- 一、板碑に彫刻されているもの(五輪単塔 五輪双塔 笠塔婆単塔 笠塔婆双塔)、外型により区別した。
二、Noは板碑・石仏共に鋳物師のもの(表1・2)である。
一、イ〜ケの類例は、本文中(第1章第2節)で示した。

◎五輪塔型(イ〜カ)



ハ 板碑 No.40



ハ 板碑 No.11



ト 板碑 No.15



ニ 板碑 No.19



イ 板碑 No.2



チ 板碑 No.7

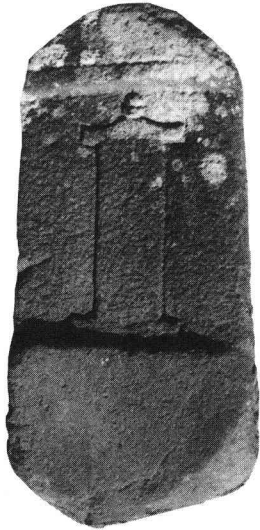


ホ 板碑 No.107

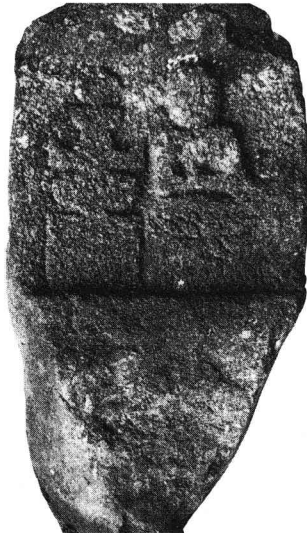


コ 板碑 No.12

◎ 笠塔婆型(ヨソソ)



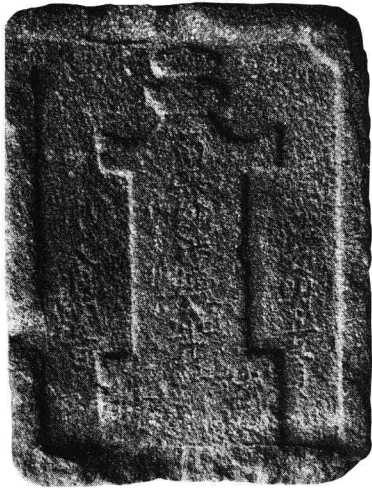
ヨ 板碑 No.44



ヲ 板碑 No.28



リ 板碑 No.24



タ 板碑 No.17



ワ 板碑 No.26



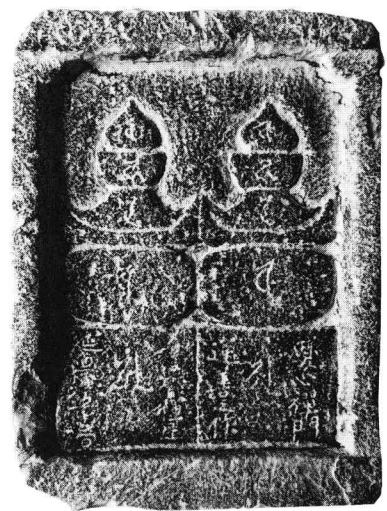
ヌ 板碑 No.60



レ 板碑 No.37



カ 板碑 No.68



ル 板碑 No.64

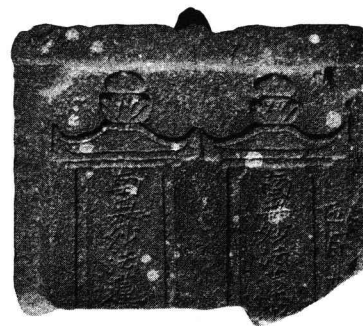
◎その他(ツム)



ラ 板碑 No.80



ツ 板碑 No.4



ソ 板碑 No.35



ム 板碑 No.10

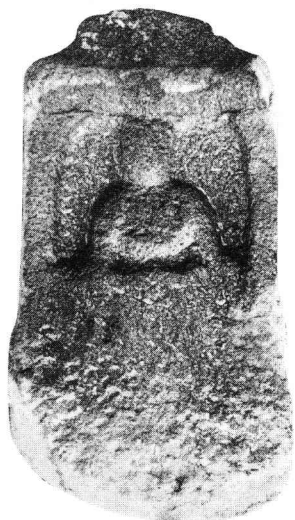


ネ 板碑 No.65



ナ 板碑 No.49

◎石仏(ウケ)



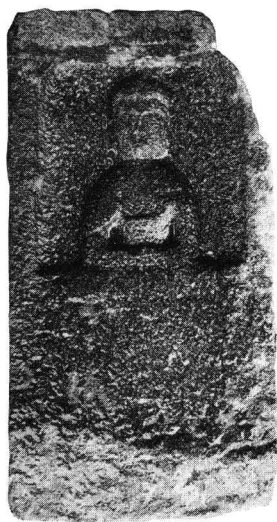
ヤ 石仏 No.23



ノ 石仏 No.51



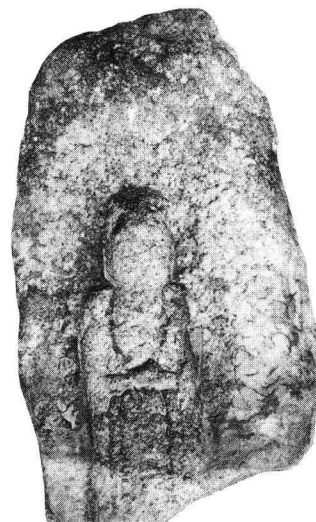
ウ 石仏 No.35



マ 石仏 No.20



オ 石仏 No.15



キ 石仏 No.12



ケ 石仏 No.46



ク 石仏 No.1



ムに等しい 石仏 No.63

鋳物師板碑類

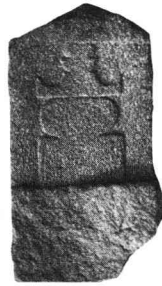
一、板碑・石仏の順を基本とした。
二、重要なものは口絵等に前掲した。
三、凶版の都合上全体が写っていないものがある。



板碑 No.24



板碑 No.18



板碑 No.9



板碑 No.5(正面)



板碑 No.25



板碑 No.20



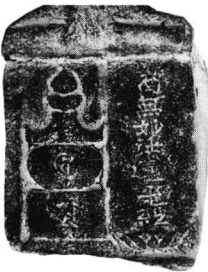
板碑 No.13



板碑 No.5(右側面)



板碑 No.1



板碑 No.26



板碑 No.21



板碑 No.14



板碑 No.5(左側面)



板碑 No.3



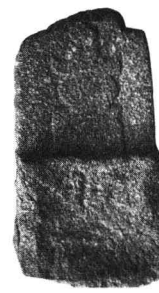
板碑 No.27



板碑 No.22



板碑 No.16



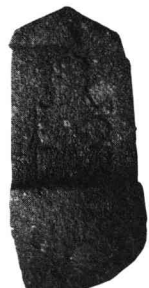
板碑 No.6



板碑 No.4(左側面)



板碑 No.29



板碑 No.23



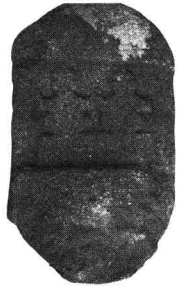
板碑 No.17



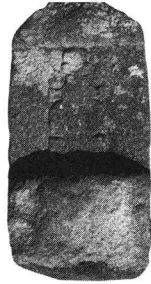
板碑 No.8



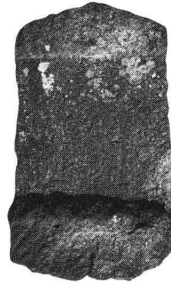
板碑 No.4(右側面)



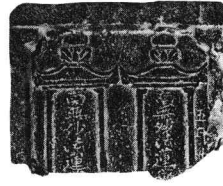
板碑 No.51



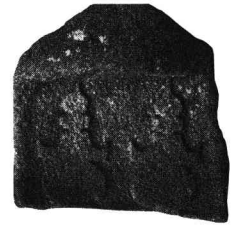
板碑 No.46



板碑 No.42



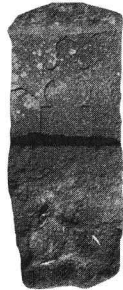
板碑 No.35



板碑 No.30



板碑 No.52



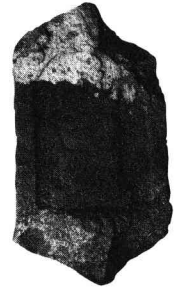
板碑 No.47.



板碑 No.43



板碑 No.36



板碑 No.31



板碑 No.53



板碑 No.48



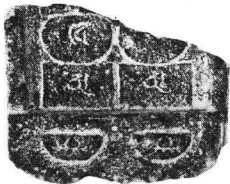
板碑 No.45(正面)



板碑 No.38



板碑 No.32



板碑 No.55



板碑 No.49



板碑 No.45(左側面)



板碑 No.39



板碑 No.33



板碑 No.56



板碑 No.50



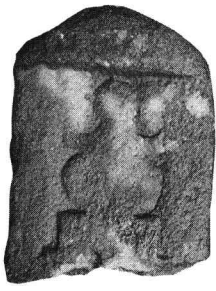
板碑 No.45(右側面)



板碑 No.41



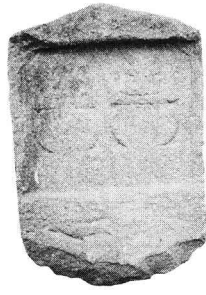
板碑 No.34



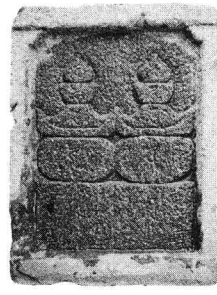
板碑 No.77



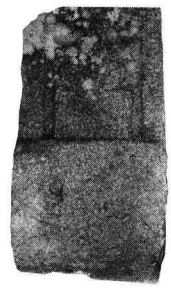
板碑 No.73(右側面)



板碑 No.69



板碑 No.64



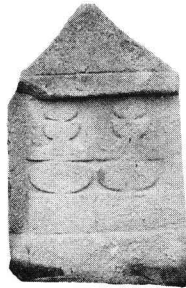
板碑 No.57



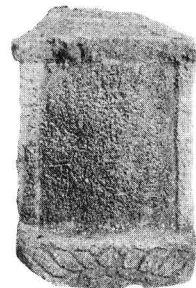
板碑 No.78



板碑 No.74



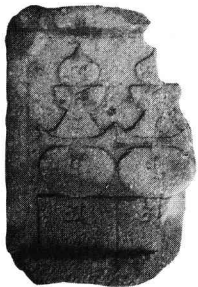
板碑 No.70



板碑 No.65



板碑 No.58



板碑 No.79



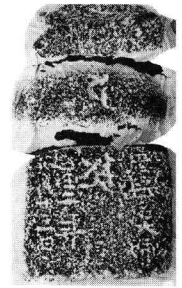
板碑 No.75



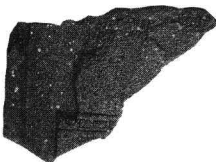
板碑 No.71



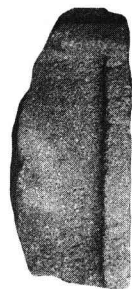
板碑 No.66(正面)



板碑 No.59(拓本)



板碑 No.80



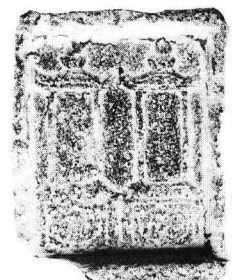
板碑 No.76



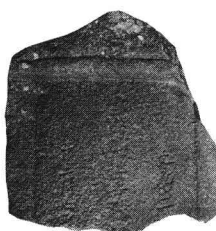
板碑 No.72



板碑 No.67(正面)



板碑 No.62(拓本)



板碑 No.81



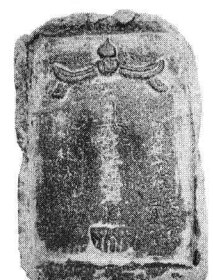
板碑 No.76(拓本)



板碑 No.73(正面)



板碑 No.67(右側面)



板碑 No.63



板碑 No.102



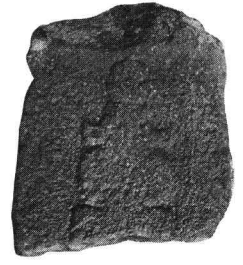
板碑 No.97



板碑 No.92



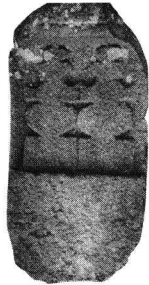
板碑 No.87



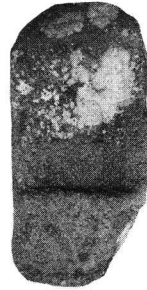
板碑 No.82



板碑 No.103



板碑 No.98



板碑 No.93



板碑 No.88



板碑 No.83



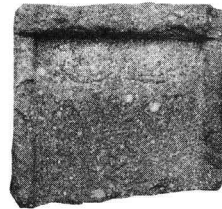
板碑 No.104



板碑 No.99



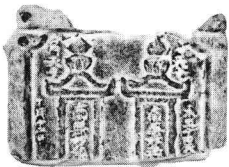
板碑 No.94



板碑 No.89



板碑 No.84



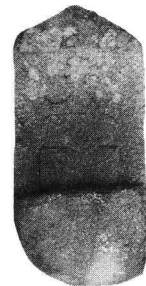
板碑 No.105



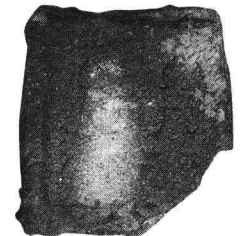
板碑 No.100



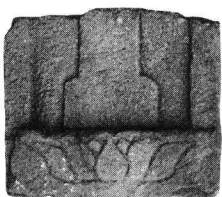
板碑 No.95



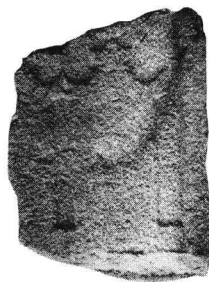
板碑 No.90



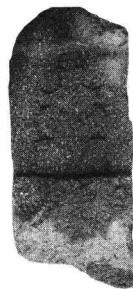
板碑 No.85



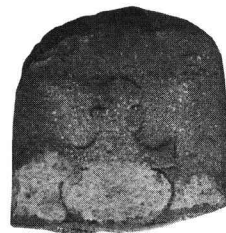
板碑 No.106



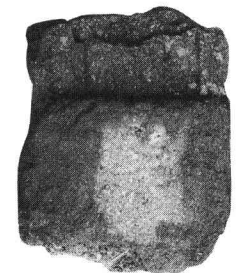
板碑 No.101



板碑 No.96



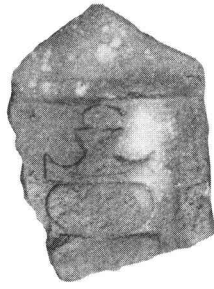
板碑 No.91



板碑 No.86



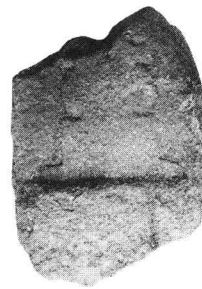
板碑 No.128



板碑 No.123



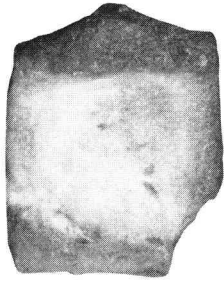
板碑 No.118



板碑 No.113



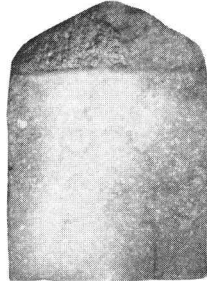
板碑 No.108



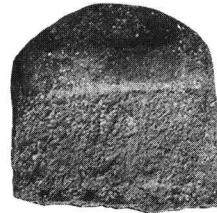
板碑 No.129



板碑 No.124



板碑 No.119



板碑 No.114



板碑 No.109



板碑 No.130



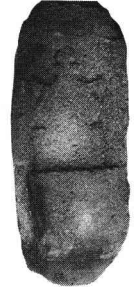
板碑 No.125



板碑 No.120



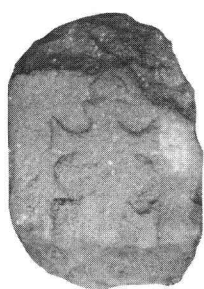
板碑 No.115



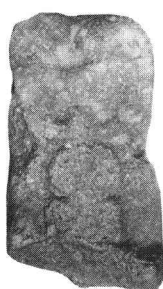
板碑 No.110



板碑 No.131



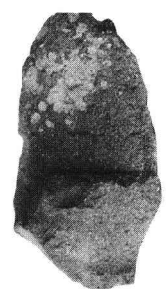
板碑 No.126



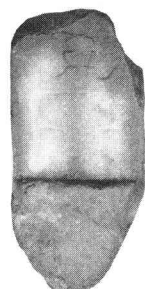
板碑 No.121



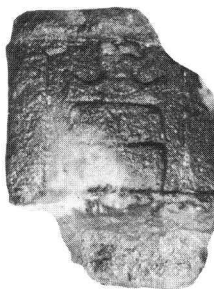
板碑 No.116



板碑 No.111



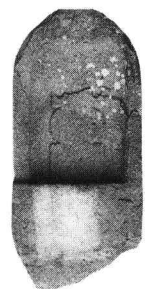
板碑 No.127



板碑 No.122



板碑 No.117



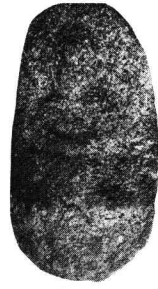
板碑 No.112

鑄物師石仏

一、重要なものは口絵等に
前掲した。



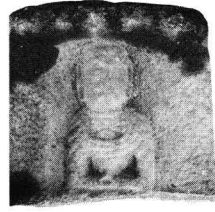
石仏 No.27



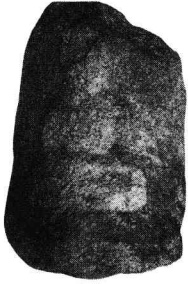
石仏 No.19



石仏 No.11



石仏 No.6



石仏 No.28



石仏 No.21



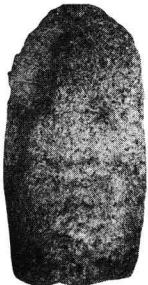
石仏 No.13



石仏 No.7



石仏 No.2



石仏 No.29



石仏 No.22



石仏 No.14



石仏 No.8



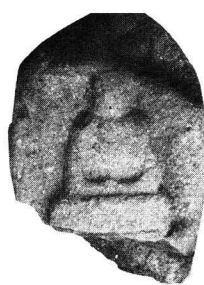
石仏 No.3



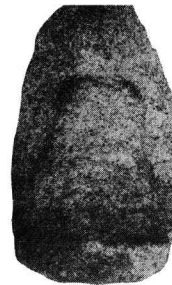
石仏 No.30



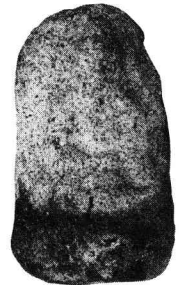
石仏 No.24



石仏 No.16



石仏 No.9



石仏 No.4



石仏 No.31



石仏 No.26



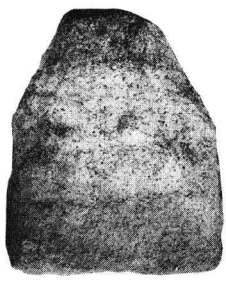
石仏 No.18



石仏 No.10



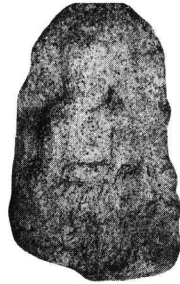
石仏 No.5



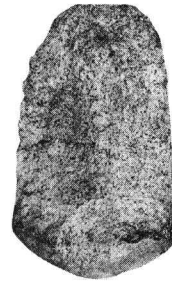
石仏 No.55



石仏 No.49



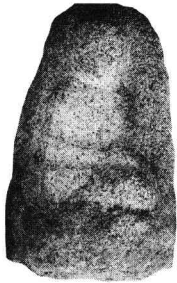
石仏 No.43



石仏 No.38



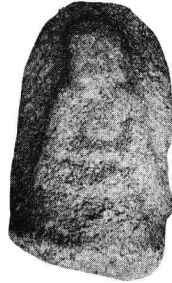
石仏 No.32



石仏 No.56



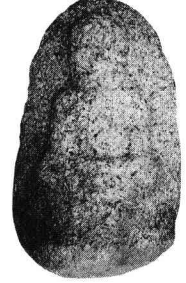
石仏 No.50



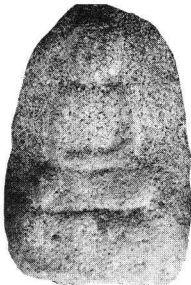
石仏 No.44



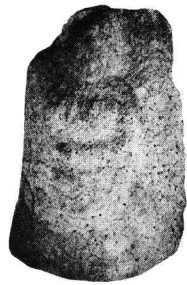
石仏 No.39



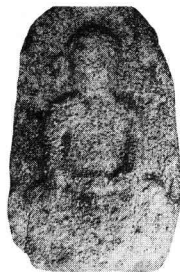
石仏 No.33



石仏 No.57



石仏 No.52



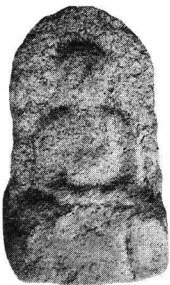
石仏 No.45



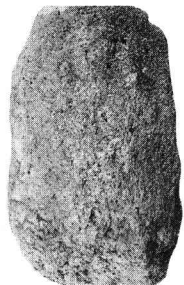
石仏 No.40



石仏 No.34



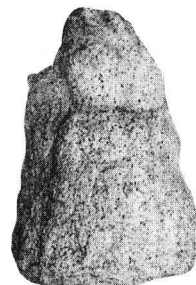
石仏 No.58



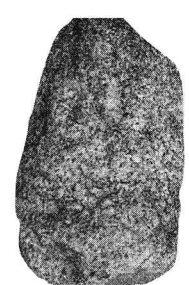
石仏 No.53



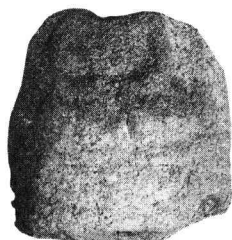
石仏 No.47



石仏 No.41



石仏 No.36



石仏 No.59



石仏 No.54



石仏 No.48



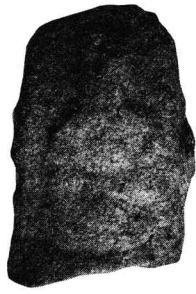
石仏 No.42



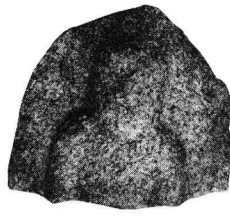
石仏 No.37



石仏 No.82



石仏 No.77



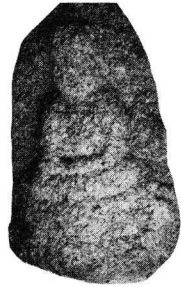
石仏 No.71



石仏 No.66



石仏 No.60



石仏 No.78



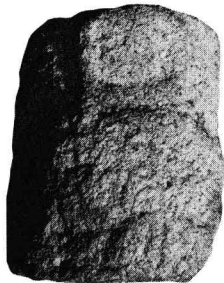
石仏 No.72



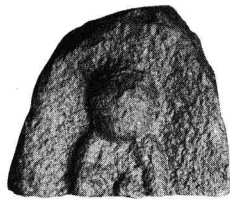
石仏 No.67



石仏 No.61



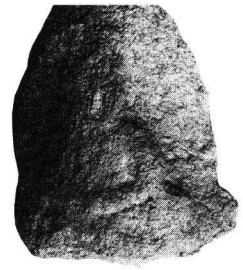
石仏 No.79



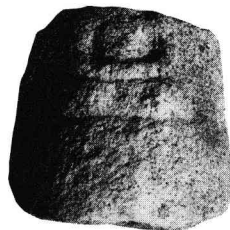
石仏 No.74



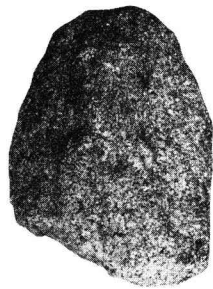
石仏 No.68



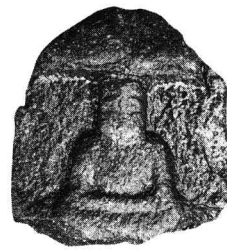
石仏 No.62



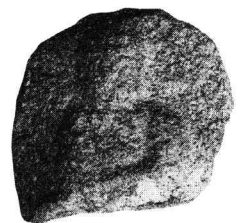
石仏 No.80



石仏 No.75



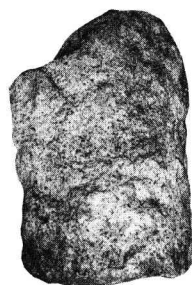
石仏 No.69



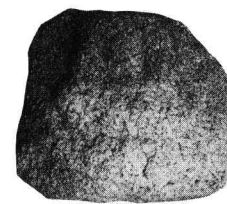
石仏 No.64



石仏 No.81



石仏 No.76



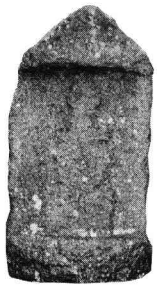
石仏 No.70



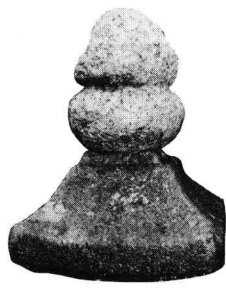
石仏 No.65

願通寺

一、重要なものは口絵等に
前掲した。



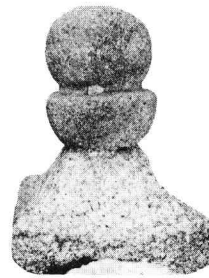
願通寺 No.26



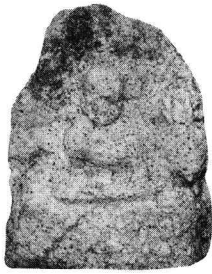
願通寺 No.21



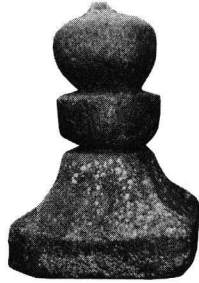
願通寺 No.15



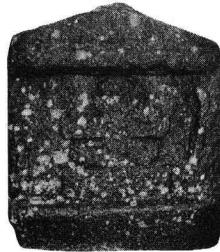
願通寺 No.10



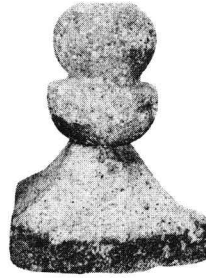
願通寺 No.27



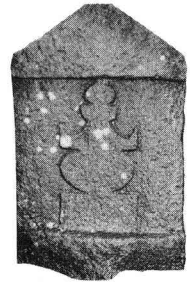
願通寺 No.22



願通寺 No.16



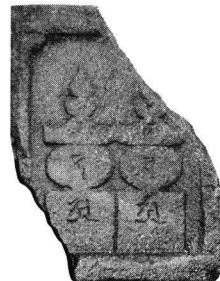
願通寺 No.11



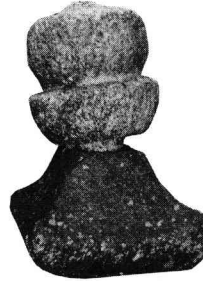
願通寺 No.5



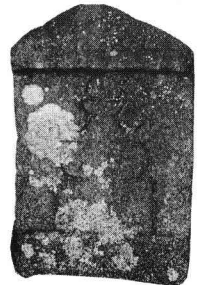
願通寺 No.23



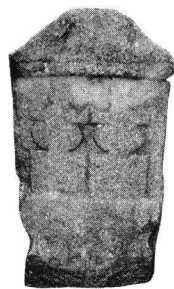
願通寺 No.18



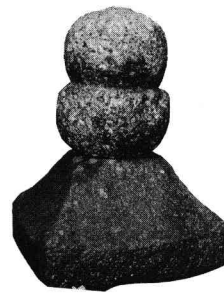
願通寺 No.12



願通寺 No.6



願通寺 No.24



願通寺 No.19



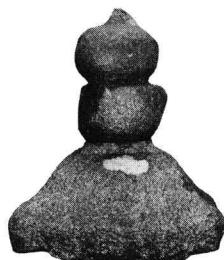
願通寺 No.13



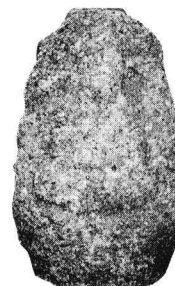
願通寺 No.7



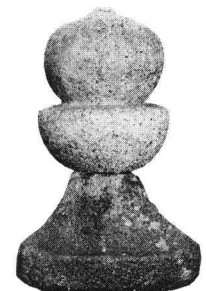
願通寺 No.25



願通寺 No.20



願通寺 No.14



願通寺 No.9

The Development of Hokke Sect in Echizen: A Note on Small Stone Structures in Turuga Imoji District

FURUKAWA, Motoya

A number of stone structures—stone tablets, stone tower gravestones, and Buddhist images—have been found in Imoji district, Turuga, Echizen. The majority of them are excavated, their dates ranging between Kouji 3 to Ouei 32. Based on the survey of these findings, this paper first presents the details of the stone structures, and then analyzes the historical background of their construction in the second section.

The first section of the paper reports the details of the Imoji stone structures. These stone buildings characteristically contain engraved Gorin (a grave stone composed of five pieces piled up on top of one another) and Kasatoba, often being made into a double tower structure. The Buddhist text of “Na-m-myo-hou-ren-ge-kyo” is also engraved onto them. Since the years of manufacture are often encoded in the text, the chronology of the stone buildings can be established for at least 130 years. Kasatoba appears first, followed by the stone towers, and then the stone tables. Considering the fact that the stone structures contain Buddhist texts and that Kasatoba is the hallmark of the Hokke sect, the presence of these stone buildings indicates the expansion of the Hokke religion in this area during late Medieval era. However, due to the war, the city of Turuga does not possess medieval historical texts that could document the historical background for the construction of those stone structures.

The second section of the paper analyzes the Hokke sect at Turuga during late medieval era based on the current distribution of stone buildings and a few remaining historical texts. The study proposes the significance of the Hokke denominations. The Hokke sect at Turuga has two main schools, namely, Rokujo (Honkokuji) and Shijo (Myokenji, Nichizo). The stone buildings found in Turuga belong to the Daijoji temple, which belonged to the Honkokuji school. The Daijoji temple has long been abandoned, while other temples belonging to the Shijo school are still in place at present. The study concludes that the decline of Honkokuji school resulted from the collapse of the Asakura clan and the rise of Oda clan who conducted the rearrangement of settlements and abolished the dual denominations in the Turuga region.